
平成21年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成21年9月8日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成21年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 久保 博義君
19番 小野二三人君	20番 吉村 幸治君
21番 工藤 安雄君	22番 生野 征平君
23番 山村 博司君	24番 後藤 憲次君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

欠席議員(1名)

13番 佐藤 正君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	防災安全課長	河野 眞一君
行財政改革推進課長	河野 隆義君	税務課長	飯倉 敏雄君
監査・選管事務局長	佐藤 忠由君	会計管理者	佐藤 利幸君
産業建設部長	佐藤 省一君	契約管理課長	渡辺 定君
農政課長	志柿 正蔵君	建設課長	房前四男美君
都市・景観推進課長	若林 純一君	健康福祉事務局長	秋吉 敏雄君
環境商工観光部長	平野 直人君	環境課長	溝口 博則君
商工観光課長	松本 文男君	挾間振興局長	米野 啓治君
庄内振興局長	佐藤 和明君	湯布院振興局長	佐藤 和利君
教育次長	島津 義信君	生涯学習課長	佐藤 式男君
消防長	浦田 政秀君		

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は23人です。佐藤正議員から通院のため欠席届が出ております。なお、山村議員から所用のため遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

ここで報告第8号について執行部より訂正の申し出がありますので、説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） おはようございます。財政課長の長谷川です。

私からの発言でございますが、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率、これの議案の差しかえでございます。このことにつきましては昨日差しかえをお願いいたしましたところでございますが、某議員より早期健全化基準、それから経営健全化基準、これの数値の単位がこれではわか

りにくいという御指摘をいただきました。私どもといたしましては、比率というタイトルということであることと、20年度のところにパーセンテージという項目を表示しておりましたことから、この早期健全化基準と経営健全化基準につきましては同様の単位であると御理解をしていただけたらと思っておりましたが、このような指摘を受けたということは完全でないということだろうというふうに判断いたしまして単位の表示を改めましたので再度の差しかえをお願いするものでございます。議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、1番、小林華弥子君の質問を許します。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきます。

一般質問に先立ちまして、最初に、この4年間由布市議会を発足してから市議会議員にならせていただきまして毎回この一般質問をさせていただきました。きょうで16回目の一般質問となります。私は、この一般質問を議員としての政策提言の場あるいは市政や地方自治についてのあり方を問う議論の場というふうに認識してとらえてまいりました。ここで述べさせていただいた幾つかのことから実際に政策に実現にまでこぎつけてくださったことも数々あったかというふうに思います。いろいろ口幅ったいこともたくさん申し上げましたけど、お付き合いくださいました市長初め執行部の方々に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、最後の一般質問に移りたいと思います。今回は大きく4点について御質問いたします。

1点目、情報公開について。

このたび庁舎方式検討委員会の議事録等の公開請求が出たことに対して、議事録部分を非公開にしたということに対して、情報公開審査会が非公開にするのは不当であり処分を取り消すべきであるというふうに答申が出されたと聞いております。このことを受けて市長はどういうふうに考えるでしょうか。また、由布市の情報公開の基本姿勢というものはどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

2点目、庁舎問題です。昨日の複数の同僚議員からも質問が出ましたけれども、改めまして違

う視点から聞きたいと思います。

3 地域審議会の答申が出されました、この地域審議会の答申文書の中身を読まれて市長はこれをどのように受けとめられたでしょうか。

3 点目、総合計画と行革プランの見直しについてお伺いいたします。

総合計画の実施計画につきましては、今年度が最終年度に来ています。この4年間、この実施計画とあるいは行革プランの進捗状況と成果をどのように判断されているでしょうか。また、プランに計上されながらも実施できなかった積み残し課題についてはどのように対応していくのかお伺いいたします。

4 点目、2 期目の出馬に当たって、これは昨日、同僚議員からも質問が出ましたけれども、2 期目の市長選に出馬する意向を示された市長として、首長としてのマニフェスト、今まで示せる時期ではないというふうに言われましたけれども、どういう意味合いのマニフェストを認識していらっしゃるのか。マニフェストというものをどういうふうにとらえて出そうとしていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。また、特にこの4年間は合併して最初の4年間でありました。合併の意味、合併効果というものを市長はどのように総括しているのかお伺いをいたします。

再質問はこの席からさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

それでは、1 番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の由布市の情報公開の基本姿勢はということでございますが、情報公開制度は、市の職員が職務上作成した、また、取得した文書を行政機関が請求者に対して開示するものでありますが、保有する公文書には多くの個人に関する情報や公共の利益の保護に係るさまざまな情報がございまして、そこで、行政情報の開示を請求しようとするものの開示請求権と、それ以外の者の権利利益及び公益との調整を図るため、原則公開とし、その例外として非公開とする情報の範囲を定めております。

「庁舎方式検討委員会」の件であります、第2回の庁舎方式検討委員会が開催された後に会議の議事録の公文書公開請求がございました。決定につきましては、由布市情報公開条例第7条第4号に該当すると判断し、公文書非公開決定処分を行ったところでございます。

庁舎方式検討委員会の議事録は、検討委員会の意思決定がなされたものではなくて、意思決定過程の途上にある未熟な情報であり、検討内容についての協議が終了していない段階で公開するとあたかも決定されたかのような誤解を与え、その結果、検討委員会において率直な意見の交換が損なわれるおそれがあると認められることから、検討委員会の協議が整った後に公開すべきと判断したわけでありまして。

その後、請求者から異議申し立てがなされ、由布市情報公開審査会に諮問をいたしました。審査会では、非公開決定処分を取り消すべきであるとの答申をいただき、取り消したところであります。

次に、由布市の情報公開の基本姿勢でございますが、公文書には多くの個人に対する情報や公共の利益の保護に関する情報がございますが、その中で非公開とされる情報を除き市の保有する公文書は原則公開となっております。

次に、2点目、3地域審議会の答申をどのように市長は受けとめたかということでございますが、「由布市本庁舎の位置並びに本庁舎方式における支所機能について」、各審議会に対して昨年10月31日付にて諮問をしておりました。去る8月31日に各審議会の会長さん、副会長さんから答申をいただきました。

私は、この10カ月間に及ぶ審議をいただいたことにつきまして感謝を申し上げるとともに、会長さんの御苦勞に対しお礼を申し上げたところでございます。

各審議会の御意見につきましては、今後、詳細についてさらに分析を進めてまいりたいと思っておりますが、特に挾間地域、湯布院地域において、振興局の組織・機能・権限がどのようになり、それぞれの地域におけるまちづくりが担保されるのかを明確にすべきだといった御意見が多かったように認識をしております。

なお、答申を受けた現時点での私の基本的な考え方につきましては、昨日の溝口議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

次に、総合計画・行革プランの見直しについての御質問にお答えをいたします。

総合計画実施計画の進捗状況と成果についてでございますが、総合計画は、合併時に作成した新市建設計画を基本に、由布市のまちづくりの基本理念と将来像を展望した市政運営の基本方針を定めたものでございます。

具体的な総合計画に沿った市政運営につきましては、毎年度、決算が確定した9月、もしくは10月に各部局ごとにヒアリングを行い、総合計画実施計画の進捗状況を検証し、さらに次年度の新規事業等について、総合計画との整合性を確認した上で予算編成を行い、事業実施を行ってきたところでございます。

さらに、個別の具体的な計画につきましても、総合計画の中で位置づけを行いまして、総合計画の基本指針に沿った内容で計画策定を行ったところでございます。

このように、この4年間、私は総合計画を基本指針としてさまざまな施策の推進を行ってきたところであります。計画の中には、予算の関係で実施時期等を延ばさざるを得ないものもございましたが、おおむね総合計画実施計画どおりの行政運営ができたものと判断をしております。

また、この実施計画は、平成21年度で第1期の3年間が経過することから、この3年間の積

み残し課題も含めて実施状況を十分に検証した上で、今年度、第2期の実施計画を策定するように作業に取りかかったところでございます。

次に、行革プランについてでございますが、行財政改革実施計画では、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間といたしまして、①単年度約10億円の歳出削減を行う。②平成22年度末の財政調整基金残高を約10億円以上確保する。③平成22年度末の一般職員数を330人以内にする。という3つの基本的考え方を掲げまして、その目標達成に向けて取り組んでまいりました。

計画の一つである単年度約10億円の歳出削減を行うことにつきましては、年々達成額はふえておりまして、平成20年度決算では目標額7億4,285万2,000円に対しまして、6億3,407万4,000円を達成することができました。また、財政調整基金残高は平成20年度末で8億7,939万6,000円となりまして、また、一般職員数につきましては平成22年度末目標330人に対して、本年4月1日現在340人となっております。

平成20年度は国体の開催あるいは給食センターの建設など特殊要因がありまして、人件費削減や投資的経費などの部分的に未達成の経費もございますが、現時点においては由布市の行財政改革はおおむね計画どおりに沿った成果が得られていると認識しております。計画最終年度に向け引き続き実施計画の完全実施に取り組んでまいります。

なお、障がい者福祉制度や後期高齢者医療制度が改正されたことによりまして、予算編成そのものが平成18年度から大きく変わってきていることから、今年度、実施計画の見直し作業に入っているところでございます。この見直しに際しましては、これまで3年間の行財政改革の実績を検証するとともに、国・県の動向を踏まえた上で、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、限られた財源でより効果的な行政サービスの提供を目指したいと考えております。

また、これらの実効性を高めるために、平成20年度から試行的に実施してまいりました事務事業評価の対象事業を本年度はさらに拡大・実施する予定にしております。

次に、2期目の出馬に当たっての市長のマニフェストについてはの御質問でございますが、昨日の渕野議員さんの御質問にもお答えしたところでございますが、2期目の市長選挙出馬に当たりましては、由布市誕生後1期4年間は市民の融和を第一に、そして、危機的状況にあった財政基盤の確立を目指して頑張ってきたところでございます。これからも市民の皆さんが夢と希望を持って暮らしていただけるよう、そういう由布市に向けてチャレンジをしていく覚悟でございます。

お尋ねの2期目の立候補のマニフェストに対しましては、現時点ではお示しすることはできませんが、しかるべきときにお示しをいたします。

次に、この4年間をとおして合併の意味、合併の効果をどのように総括しているかの質問でござ

ございますが、これまでも幾度か一般質問に対してお答えをしてきたところですが、合併の目的は、行財政の基盤の強化と効率化、そして地域を越えた行政サービスの提供、専門的サービス等の充実等でございます。

合併の効果といたしましては、各項目で徐々に成果があらわれていると認識をしておりますが、特に行財政面では、人員の大幅な削減により行政のスリム化が図られているほか、合併した自治体のみが対象になる国の財政支援策が活用できるなど、市町村財政の厳しい中、十分とは言えないまでも住民ニーズにこたえる市政運営ができていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問をしたいと思いますが、まず、情報公開について経緯をる市長のほうから御説明があったように、このたび庁舎方式検討委員会の議事録を情報公開してくれということで市民が公開請求を出しました。それに対して12月19日付で市のほうは非公開にするというふうに決定した文書をお手元に配らせていただいております。

その非公開の理由が、これ一部公開と書いてますけれども、一部公開の中身を聞きますと、要するに議事録とそれから会議で使われた資料を公開してほしいといったときに、会議で配られた資料だけを公開して議事録の部分を公開していないから一部公開ということだったようですが、議事録を公開しなかった理由を先ほど市長が言われたように情報公開条例第7条第4号に該当すると。第7条第4号って何かというと一番最後のページなんですけれども、ちょっとコピーをさせていただきました。第7条第4号に、市が実施機関が公開をしなくていいときの理由が書いてあるんです。それに4項として、市の機関が地方公共団体の内部または相互における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に行われるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え不利益を及ぼすおそれがあるということを理由にしてるんです。実際に今も公開されておりますので私も議事録を取り寄せて読んでみました。この議事録のどこに市民の率直な意見の公開、もしくは意思決定の中立性が不当に行われるおそれがあったのかということ具体的に教えていただきたいんです。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。1番議員の御質問にお答えをいたします。

今、市長も答弁申しましたように、この一部非公開につきましては、第7条第4号の規定に基づきまして一部非公開というふうにさせていただきました。市長の答弁にありましたように情報が審議の途中であるということと情報がひとり歩きをするという判断に立ちまして一部非公開と、

議事録については非公開ということでさせていただいたものでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） まず、第7条の第4項の最初の部分、市の機関が持つ情報についてこれは規定されてますよね。ちょっとここを確認しておきたいんですけども、私、前も指摘しましたけれども、この庁舎問題検討委員会ですか、外部の検討委員会は正式な市の附属機関ではないということの認識はありますか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。そのことにつきましてはもう以前にも答弁いたしましたように正式な附属機関ではございません。市長の私的な諮問機関ということでいたしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） であれば、この第7条第4項は適用されないんじゃないでしょうか。これを理由にするのは当てはまらないんじゃないかと思いますが。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えいたします。総務課長です。

この市の機関、先ほど検討委員会につきましては申しましたように正式な附属機関でございませんとことごとでございますが、外部の委員さん等を擁してして検討をいただいております。そのことで、正式な諮問機関ではありませんが準ずる機関ということで謝金等を支払って検討をいただいております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） おかしいと思います。市の機関じゃない、正式な附属機関ではないということであれば、この第7条第4項を適用させること自体おかしいですよ。百歩譲って準ずる機関として認めたとして、で、「未熟な情報があたかも決定されたかのようにひとり歩きをすると市民に誤解を与えるから公開しなかった」、こんなに市民をばかにしたことないですよ。途中経過の議事録であるということをはっきりうたって、第1回、第2回の議事録ですと、まだ結論に至ってません。そんなもの議事録を読めばわかるんですから。ですから、これは審議途中の議事録ですということをはっきりと明示した上で市民に提供すればいいじゃないですか。それを市民があたかも決定したかのように誤解してわあわあ情報をひとり歩きさせるんじゃないかなどという、そういうおそれがあるということ自体、私は市民に対する侮辱だと思いますが、いかがですか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長です。お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、そのことにつきましては私どもも情報公開審査会のほうでそういう指摘も受けたところでございますので、結果的に公開ということにいたしましたわけでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 情報公開審査会が公開すべきだと言ったから公開したんじゃないじゃなくて、こういう情報をそもそも非公開にしようとしたその判断を私は言ってるんです。今回、情報公開審査会、不服申し立てがあつて、異議申し立てが出なかったら、この情報はずっと公開すべきではないというふうに認識し続けていたわけでしょ。情報公開審査会が言ったからそう思っただけで、もともとこういう情報を出すべきか出さないべきかの判断をだれがどこでやったかということです。請求が上がってきたときに、だれの判断でこれは情報公開すべきでない情報だというふうに判断したんですか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 最終的には私が判断したという形になっております。それで、最初の段階で委員の皆さんと御相談して、議事録という形での公開をするかどうかという形の判断を総務課等にちゃんと相談するよという話は私が指示したところでございます。これに関しましては、本当に情報公開の原則ということを考えてときに今後十分に注意していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そうなんです。多分これ、情報公開の請求が来たときに議事録を公開しない唯一の理由は、第1回目の委員会の中で委員さんたちがこれを非公開にしようとして決めてるからということが理由になってますね。だけど議事録を読みますと、委員さんたちだって別に非公開にしなきゃいけないと言ってるわけじゃないんです。最初何人か、委員さん四、五人いらっしゃるようですが、名前は出てませんが、読んでいくと、ほとんどの人が別に公開してもいいし、議事録だけじゃなくて委員会も公開したっていいと。ある委員さんが1人だけ、いや、公開をすると第三者に対して個人攻撃が始まって身の攻撃や嫌がらせを受けるかもしれないからみたいなことを言い始めたんです。私は、ちょっとこれを読んでびっくりしましたけれども、いやしくも学識経験者と呼ばれる専門家として選任される人が議事録を公開されると嫌がらせを受けて率直な意見が言えないだとか、そんなふうに市民のことを考えてるのかと愕然としました。大変これは失礼なことだというふうに思います。こういうこと、こういう見識を持っている学識経験者の見識自体を私は疑いますが。それを根拠にして非公開にした、その責任は副市長にあると言われましたけど、もう一回チャンスがあったんです。これ、最初に非公開にする

と決められたけれども、情報公開請求が来たのは2回目の委員会が終わった後ですよ。当初1回目で非公開にしようと言ったけど、2回目終わってみて情報公開請求が出てきたときにその議事録を読んでみて、この情報だったら別に誤解を与えるおそれはないというふうに判断すれば十分公開できたと思うんです。

しかも、もし、個人情報に当たるところがあればそこだけ塗りつぶして公開すればいいじゃないですか。そういう検討を一切してなくて丸々、とにかく委員会さんが公開しないでくれって言われたからしないんだということを私非常にそこの見識が間違っているんじゃないかと思いますが、副市長、改めてどうですか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私も内容を、実は途中の過程のところでの十分総務課との審議を私のほうでとらなかったのは私の責任として認めます。実際出てきた内容等を読みますと十分情報公開に耐えるものというふうに判断しておりまして、途中の段階で私が判断を誤ったことにつきましてには私の責任だというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私、副市長1人の責任だとは思わないですよ。これは、このことだけじゃないんですよ。この情報公開請求が出されたのは庁舎問題検討委員会の議事録だけじゃなくて、もちろん総務課長も皆さん御存じだと思いますけど、ほかにも2件出されてますよね。あわせて3件すべてについて市のほうは非公開にしたと。それに対してすべてに対して不服申し立て——異議申し立てがあったことに対して情報公開審査会は3件いずれも市の非公開の決定は不当だと、処分を取り消しなさいと言ってるんですよ。このことだけじゃないと思う。私はこの3件すべてについてこういう態度を市がとっているそもそもの情報公開に対する市の考え方そのものが問われるんじゃないかと思うんです。副市長がたまたまこの件をよく精査しなかったから判断を間違えた程度のことじゃないと思うんです。根本的に情報公開というものをどう考えているのか、市職員全員がですよ。そのことが問われているんじゃないかと思いますが、そこはどうか考えられますか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 情報公開条例、個人情報保護条例、両方含めて再度公開というのが原則であるということが実はこの条例の中にも書かれております。そういう視点でもう一度きちっと職員研修をいろんな形でやりかえていきたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 情報公開が原則です、原則ですって口だけ言っというて、手続、実際にしようとしたときには簡単にこうやって非公開の手続をしてしまうんですよ、現場の担当職

員が。そこの認識が怖い、危ない、不十分だと言ってるんです。総務課長、この手続とったとき総務課長御自身はどういうふうに判断されたんですか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。

当然受付をしまして、公開請求につきましては現課のほうにそれを送りまして、現課から精査をしてまた私のほうに報告書が上がってまいります。その時点で判断をして決裁を回して最終的に判断をするということになっております。はっきり言えばその時点で私の精査が足りなかったというふうに認識をしています。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） まず、現課の担当者が非公開にしたほうがいいと判断、そこで大きな誤りがあります。その次にそれが上がってきて総務課長もその時点で誤っていた。最後に副市長もそうやって誤っていた。これが由布市の行政職員の情報公開に対する基本姿勢が全然なっていないということじゃないですか。これが物すごく私は問題だと思うんです。たまたまこのことについてだけじゃないんですよ。基本的な情報公開に対する考え方が市職員の中に浸透していないということです。こんなに恐ろしいことないんじゃないかと思うんです。今回この異議申し立てがなかったらみんながずっとこの姿勢を貫くつもりだったんじゃないかと思うと私はちょっと未恐ろしいんですね。情報公開の重要性というものをどういうふうに考えてるのか、情報公開は基本です、情報公開は基本ですと言うけれど、じゃあ、なぜ情報公開が重要なのか、副市長の口で語っていただけませんか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 情報公開を進めるということは、基本的には市民と一緒に行政を、いわゆる自治体をつくるということにおいて、まず不可欠な点だと認識しております。確かに反省すべき点は、これまでずっとやってきた仕事の中で、やはり情報を公開することによって何か不都合が生じるのではないかという不安が多分私も含めて職員の中にあると。だから今後はやはり自信を持って仕事をしよう、自分たちがやったことは間違っていないということを逆に示すことによって、そこでまた意見を戦わせることによって初めて新しい自治体がつくれるという意味で大変重要な条例だというふうに私は認識しております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そういう認識がないんですね、口だけで言うけど。どうして情報を公開しなきゃいけないか。市の保有する情報っていうのは市民の財産なんです。由布市情報公開条例の第1条に書いてあります。市が持っている情報というのは市職員のものでもなければ執行部の持ち物でもないんです。市の情報というのは市民の財産なんです。市民が持つべきものな

んです。それを管理運営してるのが行政職員でしょ。基本的には市民のものなんです。その認識があるからこそ情報は提供しなければいけない。だから情報公開が原則なんですよ。そういう認識が全くない。何か下手な情報を与えると市民が大騒ぎして勝手なことと言って困るなあと、自分たちが仕事するのに困るなあと、そういう発想でしか情報を出す、出さないを判断していない、そのことが問題だと言ってるんです。情報公開をすることによって市民が共通して情報を得て、それによって市民参加、市民との協働、住民自治といったことが成り立つわけですよ。市長は市民との協働ですとか融和とか言ってますけど、この情報公開がなければ市民自治、住民自治なんて成り立ちませんよ。情報公開が自治と民主主義の原点です。私にこんなこと言わせるまでもないと思います。このことをもう一遍職員一人一人が自分の胸に手を当てて情報公開に対する態度、考え方を改め直していただきたい。市長、そこら辺どういうふうに思いますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりでありますので、先ほど副市長が申したとおり、今後十分職員に徹底し、私どもも反省していきたいと。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私怒ってるんじゃないで怖いんですよ。こういう体質がじわじわと気づかないうちに蔓延していて、気づいたらなんだか情報も出さないし、市職員が自分たちで判断もしないし、何かすごく恐ろしい自治体になってしまうんじゃないかという危惧を感じます。ぜひここで考え直していただきたい。

余り言ってもあれですから、次に移りますけれども、そこまで秘密裏にしてやったその検討委員会が出してきた報告ですけども、次の地域審議会の答申書と読み比べて私はちょっとびっくりしたというか、専門家の検討委員会が出してきた答申書じゃないですね、こけは報告書ですよ、お粗末としか言いようがありません。大変失礼ですけども。よく読んでみると、結論として、本庁舎方式にして行政効率を図ることが重要だとか、振興局には必要な職員を配置する必要があるとか、今後組織機能を慎重に検討することが必要だとか、こんな程度のことを言ってもらいたくて専門家を集めて委員会を設置したんでしょうか。しかも副市長は、全員協議会ですかね、検討委員会が出してきた最後についてある附帯意見、ここの部分を十分に重く受けとめてくれと言われてましたというふうに言ってましたけど、この附帯意見読んでみても大したこと全然書いてないですよ。こんな意見は別に専門家なんかには謝金払って諮らなくても我々市民だったらだれでも言ってることですよ。これのどこに専門的見地があって、学識経験者が非公開にして図らなければいけない内容があったんでしょうか。どう思われますか、これについて。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 書かれてる内容は見方によっては多分一般的な書き方だと思います。

これに関しては多分私どものそういったいろんな御検討をいただく過程での情報の出し方、具体的なこういった観点でというところの運営の仕方が大変まずかったのではないかという点では事務局側として反省しているところでございます。

といいますのは、前回の議会でも御質問を受けましたが、組織の具体的なあり方についての提案とか、そういった法的なものが今後地方分権の中でどういうふうに移譲されてくるのかとか、そういったことをこちらが具体的に示してこうした場合にこういったことを考えるとといったような、そうした議論の進め方をこちらのほうが示して、委員の皆さん方にしていただけなかったという意味では事務局の責任を感じております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ということは、やっぱりこの結論は大して意味がないということ認めてるということですよ。大体ね、四、五回開いて、この議事録の内容を読んだらほとんど何も審議してないですよ。ましてや専門家、私は最初から専門家だけに非公開で審議させるの間違ってると言いましたよ。だけどあえて、あえて言うんだったらどうしても専門家じゃなければ指摘できないような事項ですとか、そういう御享受をいただけるのであれば、それは市長の個人的な相談機関としてされるのは結構ですと言いました。だけど読んでみるとどこにも専門的な見地なんかなくて、私はもっと本当に専門家だったら専門的なデータ比較するとか、これまで3町ごとに行ってきた事務事業のあり方を比較した上で由布市の行政体質の分析をしてくださるとか、あるいは類似する地形やあるいは行政気質を持ったほかの自治体の事例を調査・研究した上で、由布市の特性というのはこういうところがあるからこういうことを基本に考えたらいいというそういう専門的なデータを出されるとか、あるいはコスト比較も単なる建設費とかの比較だけではなくて住民サービスの享受ぐあいというのはどういう指標で図るべきなのかとか、あるいは今副市長が言われましたけど、今後の新しい地方分権下の地方自治体に求められている行政機構というのはどういうことなのかと、そういうことを専門的に教えてくださるんだったら意味あったと思うんですよ。そんなこと何も出てない。ただ、ただ、本庁舎方式にしたほうが効率はいいですよとか、だけど振興局の機能は住民サービスの観点からも大切ですねとか、こんなもの専門家じゃなくたってだれでもわかりますし。これ申しわけないですけど、単に大学の先生という肩書きを持った方々が由布市の庁舎問題について感想を言い合っただけのことにしか私には見えません。こんな感想だったら私でも言えますよ。こういうことで庁舎問題に専門家に諮りまして結論が出ましたみたいなことを言おうとしているんだしたらとんでもない。

まあ、これはあげつらうのもあれですけども、それに比較して地域審議会から念の入った力のこもった答申書が上がってきました。市長も先ほどこの地域審議会の答申書については非常に敬意を表して重く受けとめると言われてました。私も地域審議会の皆さんが本当に熱心に議論し

て勉強されてきたんだなというのをこの答申書を読んで思いました。しかも、当初、市長は地域審議会には支所機能をどうしたらいいか、それぞれの地域にとって支所機能はどういう機能が必要かということを経験してたつもりだったけれども、答申書を読むと審議会の皆さんはそういうことを越えて、地域のことだけじゃなくて由布市全体にとって庁舎はどうあるべきかとか、将来的に目指すべき由布市の行政組織のあり方っていうものを提言してこられたり、あるいは根本的に行政機構を議論する前提として考えなきゃいけない基本的見地というものを示されたりね。それこそ市民の皆さんが専門的で総合的な視野に立って、地域のエゴに固執することなく一生懸命審議して下さったんだなというのが非常によくわかると思うんです。こういうふうに市民の皆さんが自分たちで主体的に庁舎問題を総合的に論じてきたということに私は敬意を表したいと思いますし、この真剣に考えて下さったこの市民の主体性と自治意識です、このことを市長初め行政関係者の皆さんは深く受けとめるべきだというふうに私は思います。市長はどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど答弁でも申し上げたとおり、審議会の皆さんには本当に御苦勞をかけたと思っております。また、私自身、きのう申しましたけれども、白紙の状態で振興局はどういう状況であってほしいのかというそういう思いを、こういう状態であってほしいという答申をいただきましたわけでありましてけれども、それはなかなか難しかったという判断をいたしました。今後はそういう振興局のビジョン、それから集中と権利ができる庁舎のビジョン等々を十分検討し、そしてそのビジョンを描いて地域審議会に再度どういう形かということで諮問をしていきたいというふうに考えております。それだけ私自身も地域審議会の声を十分受けとめていきたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私は、市長がこれから具体的な案をつくった上でもう一度審議会に諮りたいと、きのう言われたことを私は歓迎したいと思いますし、ぜひそれはしていただきたいなと思っています。地域審議会の人たちがこれだけ自主的に自分たちで熱心に議論して、改めて具体的な案をつくってくれば自分たちも考えたいというふうにまで申し出てくださってますよね。こういう、これこそが私、市民と協働で一緒にまちづくりをしていく原点だと思うんです。市民の人たちと一緒に議論して市民が自分たちで考えていく、そのことを何よりも重要に扱わなければいけないと思うんです。

ちょっと気になるのは、きのうから市長が市民アンケートとさっきの庁舎問題検討委員会の報告書とこの地域審議会の3つを参考にしたいというふうにおっしゃっています、何回も。だけどこれは3つを横並びに扱うべきではないというふうに思っています。アンケートに不備があるということはきのうの同僚議員も散々指摘をされていまして、こんな物は参考にならんというふう

に言われてますし、ましてや検討委員会の報告書については先ほど申し上げたとおりです。それも非公式の非公開で四、五回適当な感想を言い合っただけのこういう報告書といい加減アンケートの結果と、それからこの市民が何回何回も熱心に議論をしてきてくださったこの答申書を横並びで3つ扱うべきではないというふうに思います。地域審議会の答申こそが現時点では唯一の、そして最も尊重すべき市長の判断材料ではないかというふうに思いますが、そこら辺、市長はどういうふうに扱ってらっしゃるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 地域審議会の声は本当に市民の皆さんの声であるというふうに認識をしております。それは、それを十分に重きに置きながら総合的に判断をしてみたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 地域審議会の答申をしっかり受けとめてください。

この3つの答申をこれから精査するというふうに言われました。特に先ほど市長も言われましたけど、審議会の答申に共通しているのは、挟間と湯布院って言われましたけど、庄内の方々も一部言われてます、振興局の機能と権限のあり方を充実させ、明確にしていくことだと。特に地域のことは地域内で決められて解決できるような支所機能あるいは振興局機能のあり方を検討すべきだということを非常に強く言われています。こういうことを受けて、じゃあ具体的にどういう組織機構をつくっていくのかというのがこれからの作業になるというふうに思うんですが。

ちょっと先走りますけど私はそういうこの地域審議会が言っている振興局機能の充実、地域内のことは地域内で決められる制度、システムということについては、何回か申し上げましたけど、地域自治区制度の導入というのもぜひ検討していただきたいというふうに思ってます。

地域自治区制度の説明については、私もこの一般質問の場で何回も取り上げましたので詳しい解説はもう繰り返しませんけれども、過去19年の9月議会ですか、地域審議会をもうちょっと活用して、ゆくゆくは地域自治区制度の導入を検討してはどうかと一般質問したときに市長はこう答えられています。「当面は審議会もあと8年はあるわけですから、そういう審議会の意見を大事にしながら議員おっしゃられるような地域自治区制度に移行できるような形をつくっていきたいと思いますし、将来的にはそういう形が一番いいんじゃないかな」と言ってらっしゃるんです。あれから2年たちました。地域審議会も大分活性化され積極的に活用を図っておられますが、であれば次に具体的な振興局の権限や機能のあり方をこれからつくっていくためにはぜひ地域自治区制度の導入もその具体案づくりのテーブルの上に上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この点については2回目の質問だったと思いますけども、今そういう地

域が成熟してないというような状況もお話ししたと思いますけども、将来的にはそういう各自治区がそういうことをきちんと自分たちの自治区について考えるような力と組織というものができれば一番いいと思います。そういう方向については今後十分私どもも検討していきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 各自治区単位の地域自治区制度ではなくて、振興局単位の地域自治区制度のイメージを私は申し上げております。これは将来的に目指すべき行政機構のあり方として地域自治区制度というのがあるんじゃないかなという話なんです。今から市長が具体的に将来つくるべき行政機構を抜本的にこれから考えていきたいと言われるのであればぜひその地域自治区制度の導入というのが検討されてしかるべきだと思います。ましてや地域審議会が言っている地域内のことは地域内で決められ解決できるようなシステムづくりを検討すべきだと言ってるんですから、これこそ地域自治区制度の検討ではないかなというふうに思っています。

もう一度伺います。地域自治区制度の検討を本格的にテーブルの上に上げるおつもりがありますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ぜひ一緒に勉強していきたいと思いますが。

それから、もう1点、この庁舎問題については、もちろん議会もこれから答申、3地域審議会の市民の考え方が出たわけですから積極的に議論をし、かかわっていききたいというふうに思っています。もちろん改選後の議会になりますからもし私その席にいればですけども、そうでなくても議会そのものがやっぱりこういう庁舎問題については積極的にかかわっていききたいというふうに思います。

根本的にちょっと確認させていただきたいのは、この庁舎問題、本庁舎をどこに置くかとか、あるいは行政機構をどういうふうに組みかえるのかとか、地域振興局をどういう権限と機能を持った組織にするのかというのは最終的には議会の議決事項になり得るのでしょうか。

きのうも同僚議員がちょっと質問していましたが、今のままの組織機構のあり方で場所だけ移動するのであれば別に条例いじる必要ないんですね。由布市行政組織条例には何部と何部と何部があって、何部は何をしなければいけませんしか書いてない。事務所の位置が庄内ですと書いてあるだけなので、その部をどこかに集めるということだけするんだったら議会の議決は要らないですね。だけど根本的に行政機構のあり方を見直して、部のあり方まで含めてやっぺいこうというのであれば議決事項になるんじゃないかと思うんですけど、そこはどういうふうに

もっていこうとしているのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） きのう、高橋議員からもお話がありましたが、確かに今の部そのものをどこか本庁舎に集めるということになれば手続上は基本的には要らないということになります。ただ、当然のことながら限られた人員の中で行政改革と地域振興局のあり方を検討する上で部の廃止とかいうことが必ず出てきますので、いずれにしろこの問題については議会の皆さんの御理解をいただくと。当然のことながら人員の問題も出てきます。いろんな形の中で御理解をいただかない限りこれはできないものと私は認識しております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） よくわかりました。っていうことはいずれかいつか最終結論が出るときに議会に諮るということが来るということですよ。であれば、意地悪なんですけど、議決事項としてこの庁舎問題をやっていこうとするのであれば決定権は議会にあるわけですよ。今副市長がいみじくもおっしゃった議会の理解が得られないとこれはできないというふうに言われましたよね。きのう、市長が4つの基本方針を言われました。庁舎問題について4点あると。私は3つはなるほどなと思っていいなと思ったんです。振興局の権限については先ほど言ったようにもう一遍具体案をつくって地域審議会に考えてもらうとか、位置については振興局と本庁のあり方が明確になってから決められるものとか、既存の庁舎を最大限有効活用したい。一番引っかけたのは、一番最初に市長が言われたことです。本庁舎方式に移行しますって言い切ったんですよ。だけど本庁舎方式に移行するかどうかは議会の議決事項にするんだったら、議会が決めることですよ、今言われたように。じゃないですか。市長は議会に諮ろうと思ってるんだったら、本庁舎方式に移行したいって言うんだったらわかりますけど移行しますって言い切るべきではないんじゃないかと思いますが、市長、どうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これは移行するということは結果的でありますけれども、その前に議会の皆さん方の最終での部の改廃とかいうことについてのまた議決もいただかなくちゃできないことであるという、それは認識をしております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 議決事項にして議会に判断を仰ぎたいと言うんだったら、市長は本庁舎方式に移行するとは言えなくて、したいと思っておりますというぐらいしか言えません。しかも、中身がないうちに、まだ決まってないうちにとにかく移行することだけが決定されたかのような発言は私はするべきではないというふうに思います。これから中身をつくって市民の皆さんの意見を参考にしながら、最終的には議会に諮って決めていきたいというのが言い方であっ

て、今の時点でしょっぱなに本庁舎方式に移行しますってあたかも決定してしまったかのように市長が言われるのは私は違うんじゃないかと思いますが、そこら辺の訂正はいただけますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。（発言する者あり）

○市長（首藤 奉文君） 先ほど言いましたけれども、議会の議決、部の改廃をするということになれば議会の議決は当然要りますから、私のそういう決定はなかなか難しいと思います。そういうことを含めてという方向であります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今同僚議員が助け船を出しましたけど、市長の思いとしてですよ、思いであって市の決定事項ではないということは確認しておきたいというふうに思います。

今後3年間ぐらいかけてこの庁舎問題をやっていくということですが、次の改選後の市議会にもかかってくると思います。それぞれが庁舎問題をどういうふうに考えるのかというのを明確にした上で深く議論ができる場をぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

ちょっと時間がなくなってきました。3つ目の総合計画・行革プランの見直しについてですけども、総合計画の実施計画が今年度で終了することに伴って次のプランを今年度策定作業をしているということですけど、具体的にどういうスケジュールでどういう体制で次の実施計画づくりが進められているのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。1番、小林議員の御質問に答えます。

具体的な作業としましては、もう既に8月に各庁舎ごとに職員に対する説明会を既に行って、今、各課においてこの3年間の総合計画・実施計画にのった事務事業の精査と次期3年間にわたる実施計画の各課での今素案を作成してる段階です。これが今月の28日までの締め切りになっておりまして、これを総合政策課がまとめた上で、財政課、行革推進課、それと総務課で各課のヒアリングを10月になって行う予定にしております。それを受けましてそのヒアリングを精査した上で部長会、課長会等に上げていって最終的に市長に判断をして、新しい総合計画をつくるということで、時期的にはなるべく新しい新年度の予算にも反映させたいと思っておりますので、年内には大方の実施計画の素案ぐらいまではつくっていききたいというスケジュールで今行っているところです。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 10月末に御存じのように市長選がありますよね、選挙になるかわかりませんが、少なくとも選挙があつて市長が変わるかもしれない、かわらないかもしれない。そのことと今つくっている実施計画の決定はどういうふうに位置づけられるんですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合計画は市長の答弁の中にもありましたように、合併したときの新市建設計画等を基本にして作成した市の基本方針ですので、今の現課としては今の総合計画に沿った形で実施計画はつくっていくということにいたしております。ですから時期的に、具体的には最終的な判断は新しい市長のもとでつくられるというふうに判断しております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） もちろん最終的には新しい市長判断で、市長がかわらなければ同じでしょうけど、もしかわったら実施計画づくり一からやり直してみたいな話になる可能性もなきにしもあらずですよ。

それともう一つ、もし、首藤市長が今実施計画づくりを着手していることに対して責任を持っておられるのであれば、私はこれこそ市長のマニフェストだと思うんですよ。市長がこれから2期目を目指して4年間市政を預かりたいと思っていると。今ちょうど実施計画、今後3年間どいう事業をやっていきたいかということを策定しているわけですよ。こういうのをマニフェストとして出すべきではないかなというふうに思うんですが、市長、この実施計画づくりと御自身のマニフェストっていうのはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 当然重なってくる部分が出てくると思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ちょっと意地悪な質問ですけど、市長、マニフェストと選挙公約の違いっていうのはどういうふうに認識されてますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 公約というと必ず実施強いと思います。それからマニフェストというのはある程度思いも入っているというふうに認識をしております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私と世間一般の認識は違います。選挙公約とマニフェストの一番大きな違いは、マニフェストというのはもともと語源は何かラテン語で手を打つとかいう意味で、手で感じられるほど明らかにはっきり示すという意味だそうですけども、マニフェストと選挙公約の違いは、公約っていうのはやりたいことを書くだけですけど、マニフェストっていうのは何をいつまでにどういう財源でやるかというきちんとした年次目標と数値目標を書き込むことです。それがないとマニフェストとは言えないというのが今の日本のマニフェストの定義です。マニフェストを示すというのは具体的な政策を、ただただこういう事業をやります、ああいう事業をやりますじゃなくて、それをやるためにはどういう手段でいつまでに、その財源は何を使うの

かという数値目標、年次目標を入れることなんです。それをマニフェストと言うんです。市長がこれから出そうとされているマニフェストというのが果たしてどういうものか知りませんが、マニフェストと名がつく限りは数値目標と年次目標、それこそ私は実施計画だと思います。次の実施計画をマニフェストとして提示できるのは現職の首長が再選する最大のメリットなんです。市長、この実施計画をきちんとマニフェストとして提示するおつもりはありませんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 現時点でそれは非常に難しい部分もあると思いますけれども、期日を限定しながらやっていくというそこ辺まではなかなか難しいと思います。しかし、そういう思いはしっかり述べていきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 何か偉そうに申し上げますけど、どうしてマニフェストがこれだけ重要なのかといいますと、数値目標や、それから財源あるいは年次目標を書き込んだ政策を提示することで有権者はその政策を実現可能なものとして選択できるんですよ。人を白紙委任でこの人だったら何かやってくれるだろう安心だといって投票するのではなくて、この人が具体的にこういう裏打ちがあって財源があって政策手法まで見せた上でその政策を選ぶかどうかという、その政策判断をするための道具としてマニフェスト提示というのが非常に重要なんです。市民はもちろん市長をリーダーシップの人格ある人として選ぶのももちろんですけど、半分は今後4年間どういう事業を具体的にやっていただけるのかと。そのマニフェスト選挙が確立したときにこそ初めて住民が政策選択をできる。政策実現がスムーズにできるというのがマニフェストの利点です。

偉そうに講釈垂れましたけど、実は私、ローカルマニフェスト推進議員連盟に所属しております、議会のマニフェストづくりというものを全国で提唱しておりますので、ぜひ市長、しっかりとしたマニフェストをつくっていただいて、しかも今ローカルマニフェスト連盟は、いろんな首長や議会のマニフェスト大賞というものを公募しております。市長、出されたマニフェストをもし当選した暁にはそれを実施していただいて、ぜひこのマニフェスト大賞に応募していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） できるだけ市民の皆さんにこたえられるような、そういう公約・マニフェストをつくっていききたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ぜひ期待したいと思います。

最後に、もう大分時間がなくなってまいりました。合併の総括ということをして4年間の最後にきちんとやりたいというふうに思っておりました。私もかといって自分自身で合併の総括がきちんと提示できるところまでの認識には至っておりません。しかし、この由布市の最初のスタートの4年間を預かる行政のリーダーシップをとる首長として、あるいはそれと両輪のように政策議論してきた議会の一員としてこの合併というのは何であったのかということはしっかり考え直すべきかなというふうに思っております。

合併の効果や目的は、行政基盤の強化や財政運営を健全化させることだというふうに市長はおっしゃいましたけども、私はそれだけではないというより、むしろそれではないというふうに思っております。

この4年間財政的なメリットは確かにあったかもしれませんが。先ほど言われたように基金を10億近く積み立てたりあるいは単年度の歳出をどんどん減らしていったり、職員の人数も削減したかもしれません。しかし、そういうお金をためたり職員を減らしたり財政効率を高めることだけが合併の目的だったはずではありません。

しかも、もちろんこの4年間の努力は認めます。つめに火をとすように必死にして財政を健全化させてきたことによって合併当初よりは悪化はせず少しは一息つける方向にいったということはわかります。しかし、そのつめに火をとすようにしてため込んできた財政的な数値も思い出ししてみれば合併特例の例えば交付税の算定替えの激変緩和措置が終われば一気にそんなもの吹っ飛んでしまいます。合併特例債の償還期限が始まればそういう財政状況だって一気に悪化する可能性があります。そういつて細々とお金をため込むことが合併の目的だったのではなくて、本来の合併の目的というのは何だったのか、そこもう一度思い直していただきたい。

私は由布市の市議会議員に当選させていただいて一番最初の一般質問で申し上げたことがあります。ちょっと繰り返させていただきます。合併議論の一番最初から私は合併というのは手段であって目的ではないと言い続けてきました。合併するかしないかが目的なのではなくて、目的は自分たちの住むまち、この地域をどういう地域にしたいのか、そのためにはどういうまちづくりをしていくべきなのか、そのまちづくりのために合併という手段がふさわしいのかふさわしくなかったのかという判断だったのだと思います。今でもこれが最もふさわしい手段だったかどうかというのは別としても、合併してもやはり本来の目的であるまちづくりの夢は失ってはならない。財政を理由に合併をしたと言いますけれども、私はこの合併に財政的メリットはないというふうに思っています。

しかし、百歩譲ってそれでもこの合併にメリットがあるとすればそれは財政効果ではなくて合併することによって新しい行政、新しい基礎自治体をつくるきっかけが与えられたということです。今までの既存の組織やしがらみや人間関係や慣習にとられることなく、一から新しい自治

体をつくり始められる、それが合併することの最大のメリットだったというふうに思っています。だからこそ合併したこの4年間、新しい制度、新しいシステム、新しい概念をどんどん打ち出していかなければいけないというふうに私は当初言いました。

4年間を振り返って合併効果を検証するのであれば財政指標はどうなったかではなくて、どれだけ新しい行政運営のシステムができたのか、職員の意識がどれだけ変わったのか、市民の自治意識がどれだけ変わってきたのか、どんな具体的な政策を生み出してこられたのか、その先に新しい由布市のまちづくりの夢は描けたのか、そういうことを私は合併検証すべきだというふうに思っています。

由布市長は、最初の総合計画の表題に地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまちを掲げられました。この新しい由布市のまちづくりの夢を実現するために何ができたのか、それを考えていただきたい。もう一度出馬されて市長として合併後の自治体づくりに携わりたいと言われるのであれば、ぜひもう一度自治体としての本当の地域自治の夢を実現する、そういう行政運営を目指していただきたいと思っております。私も市長が出馬表明されましたけども、私ももう一度議会に挑戦したいと思っております。ぜひその暁には一緒に本当に地域自治が実現できる由布市づくりのためにともに頑張っていきたいというふうに思っています。

長い間、御清聴いただきましてありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（三重野精二君） 以上で、1番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、10番、太田正美君の質問を許します。太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 10番、太田正美です。2番目の質問者として最後までお付き合いよろしくお願いたします。

去年の今ごろは3日と晴れるような天気が続いたことがないんですが、ことしの秋は好天に恵まれて湯布院のほうではもう早々と早い所では稲刈りが始まっております。そのほかの田んぼでも稲穂がこうべを垂れていよいよ本格的な秋の訪れを感じるきょうこのごろであります。私もきのう、議会が終わりましたから最後の稲こぎをしまして、やっとほっとしている次第であります。去年もなかなか作付状態がよくなかったんですが、ことしも梅雨時期の長雨、日照不足の影響か

収量は随分少なくなっております。それでは、任期最後の一般質問となりますが、いつにも増して明快な回答をよろしく願いいたします。

なお、きのう、きょうと同僚議員の質問を聞いておりますと、こちら側におるよりもそちら側で活躍されたほうがもっと活躍できるのではないかと期待させるような質問がいっぱいあったと思います。それに対し市長の答弁は何か歯切れが悪かったなというのが印象であります。我々はやはり選挙でもってこの場におるわけですから、4年間という期間の中にそれなりの成果を実績を残していかなければ、先ほど同僚議員がおっしゃってますが、やはりその期間の中に着実な歩みを残していかなければならないのではないかと考えております。特に市長は、この次の次期4年間も市政を担当したいという意欲を示しましたが、そのことについても4年しかないという、合併して8年、10年間のいろんな制約の中でその8年を担うわけですから、ぜひともそのことを留意されて取り組んでいただきたいなど。また、今からの質問についても明快な答えを求めたいと思います。以下ですが、この次の4年間にどのような公約をもって今後に臨んでいくのか、それについてお尋ねしたいと思います。

12月の議会で私が一般質問したときに、湯布院というか、全国的な景気低迷による影響もありますが、湯布院の観光が非常に打撃を受けているということを行いました。その点の解決策になるかどうかわからないんですが、1点目は入湯税についての今後の使途目的をもっと明確にするべきではないかということについてと、2点目は、市長が市長に就任されたときに400万人を数える由布市の観光市場と庄内、挾間の農業を結びつけることが由布市の発展につながるという一つの公約的なことを述べております。そのことが4年たってどういう実績が出てきたのか。3点目に、先ほども言いましたが由布市における観光客数の減少について、ことしの今の決算の成果表の中にも20年度で10万人の入湯客の減少が見られます。その辺の抜本的な対策をどういうふうに今後も打っていくのかということをお聞きします。

次に、関連ですが、農業政策についてお聞きします。

1、由布市における農業振興の具体的支援策についてお聞きします。2点目は、国政において政権が変わったわけですが、民主党が政権を獲得する運びとなりました。その民主党のマニフェストの中にアメリカとの「FTAの締結を推進する」ということがうたわれておりますが、市長としては、このことについてどのように対処するのかお尋ねします。

次に、これまでの議会の中で一般質問した答弁の進捗状況はどうなっているかお聞きをします。

まず、1、新設された湯布院スポーツセンターの人工芝競技場がどのように有効活用されているか。2点目が、湯布院の狭霧台売店のその後の県との交渉経緯はどうなっているか。3、湯布院が岩男前湯布院町長時代から取り組んでおります特色ある保養温泉地づくりを現在はどういう方向で進めようとしているのか。4点目が、さきの議会でも質問しました野焼き条例が9月にあ

る程度の方向性を出すというお答えでありましたが、どう今なっているのか。以上のことについてお尋ねします。

最後に、これまでの先ほどの同僚議員からの答弁でもありますように市の運営に関して、1点目が歳入面の努力結果と歳出面での成果について。2点目が人件費の削減と臨時職員の人件費の増大についてのアンバランスな傾向が今見られますが、そのことについてどういうふう考えているのか。3点目に、将来に希望が持てる由布市を目指すという解釈について、具体的にはどういうことを実行していこうと市長は思っているのか。そういうことを次の選挙なりにどういうふううたっていくのかということをお聞きしたいと思います。

自席で再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 10番、太田正美議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお話がありましたけども、この4年間行政を担当して、本当に所をかえて質問したほうがいいのかどうか、全部が全部質問に答えられないとか、できなかったことばかりがあつて自分でも反省をしているわけでありまして、大骨について財政の確立、そして、また合併の大混乱の3町の混乱状況から今こうして市民の皆さんが一体感を醸成できたということについては、かなりそういう意味では市としての状況は進んでいると私は判断しております。これも議員の皆さん方、そして、また職員、市民の皆様方の努力によるものだと思っております。

それでは、最初に観光行政についての御質問の1点目、入湯税についてお答えをいたします。

入湯税——ちょっと長くなりますから、（発言する者あり）質問が（発言する者あり）はい。入湯税特別徴収義務者の推移につきましては、平成18年度206件、平成19年度は210件、平成20年度は206件となっています。

また、入湯税は、申告納税方式でございますので、無申告業者等の発生が若干ございますが、昨年度3回の税務担当者による訪問指導等を行った結果、平成20年度には9件の申告納税がございました。今後も租税原則に沿って、公平、確実等を期するため、課税客体の把握とともに徴収の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、入湯税の用途につきましては、これまでの質問でもお答えしてきましたように、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備、観光施設の整備、観光振興等の事業に充当してきておりますが、税であることから一般財源扱いとなりまして、予算書や決算書に入湯税を充当していることの表示がなされないことから大変わかりづらくなっております。また、市民や入湯客に用途がわかるような形での周知がなされていないのも現実の状況であります。

このようなことから、これまで改善について検討を重ねてまいりましたが、現時点での改善案

といたしましては、決算書に明示することで、議員の皆さんに用途を明らかにするとともに、市民や入湯客に対しては、市報やホームページを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の観光と農業の連携についてでございますが、観光業は、労働集約型産業として地域の雇用を支えるとともに、施設整備に伴う建設関連産業、クリーニング等衛生関連産業、材料仕入れに伴う商業、農業などと関連する裾野の広い産業で、地域の内発的発展を可能にする産業の代表的なものであると考えております。これまで道の駅、里の駅等での農産物の直接販売や観光農園、個々の農業者と観光業者との直接取引の事例はございますが、大きな発展に至っていないのが現状でございます。こうした中、平成18年から湯平温泉旅館組合と農業者が連携して「湯平新米フェア」が実施されるとともに、由布院温泉旅館組合も同様の取り組みを進めております。また、由布院温泉地域の農業者と観光業者の有志が先進地の視察を行っているとの報告も受けております。

いずれにいたしましても、農業と観光の連携は由布市農村振興基本計画にも示されているように、地域振興の上で大変重要な課題と私も認識しております。さきの議会でもお答えしましたが、大学等の研究機関の知恵もおかりしながら、農業と観光業の連携の実態について早急に調査研究を進めてその推進策の検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の由布市における観光客数の減少についてお答えをいたします。

平成21年第1回定例会でお答えをいたしましたように、サブプライムローンに端を発した世界同時不況によりまして、由布市を訪れる観光客が減少しております。大分県観光統計調査によりますと、本年5月の由布市の宿泊客数は対前年同月比90.7%となっております。

こうした中、広島球場や東京伊勢丹の九州物産展等において、観光関係者とともに観光宣伝を積極的に行ってまいりましたが、今後も福岡での大分県竹フェア、九州三湯物語等の各種イベントをとおしてPRを続けてまいりたいと考えております。

しかしながら、可処分所得の影響を直接的に受ける観光業の性格上、観光客を取り戻すには一定の時間がかかるものと認識をしております。

こうした状況を踏まえまして、由布市でも安定的な観光客の確保に向けて、市の魅力や資源について再度見直しを進めるとともに、スポーツ観光、健康づくり観光、エコ・ツーリズムなどの新たな観光展開、滞在型観光の仕組みづくりなどについて、官民協力しながら検討してまいりたいと考えております。

また、平成20年10月に発足した観光庁では、外国人観光客の誘致を国策として取り組むとともに、その受け入れ先となる広域観光圏の整備を進めております。こうした動きを視野に入れながら、長期的視点に立った観光施策を展開してまいりたいと思います。

続きまして、農業政策についての1点目、由布市における農業振興の具体的な支援策について

お答えをいたします。

由布市の農業は、農家人口の減少・農業従事者の高齢化が進み耕作放棄地が増加しております。また、景気低迷による消費者の消費意欲の低下、天候不順による農産物への影響等によりまして、農家の生産意欲が減退しているのが現状であります。

今後の由布市での農業振興を図る具体的な支援策としては、1つ目として、平成22年度から「庄内地域中山間総合整備事業」を平成27年度まで実施をいたしまして、地域内の老朽化した水路及び集落間の農道整備を行います。また、湯布院地域、挾間地域においても平成23年度以降に随時、事業要望調査を行い事業化を検討してまいります。さらに、地域にある農用地や水路施設などの維持管理を行う事業として「農地・水環境保全対策事業」による地域の活動組織への支援を行います。

2つ目の施策として、現在、新たな担い手の確保と営農組織の確立を目的とした、各地域集落営農組織の法人化を推進しております。平成21年度までに5つの組織が法人化をされました。残る23の任意組織に対しましても法人化に向けた働きかけを推進してまいりる予定であります。

3つ目の施策として、中山間地域等直接支払い制度についても2期対策が平成21年度に終了することから、これまでの実施状況を検証した「中山間地域等総合対策検討会」の意見を踏まえまして、由布市としても、この制度の継続を強く要望してまいります。

4つ目として、市場価格の低迷が続いている畜産振興のために企業による農業参入を促進し「由布ブランド」の確立のための事業推進を図ります。さらに、施設園芸作物、シイタケ、果樹などにつきましても、ブランド化が図られるような支援策を今後も行なってまいります。

次に、2点目の政権交代が行われた場合「F T A締結を推進する」というマニフェストが出されています。このF T Aについてどのように考え、また対処するののかとの御質問でございます。

農林水産省の試算によりますと、農産物に係る自由貿易協定を他国と結ぶことで関税が撤廃されると、日本の農業生産額の42%に相当する3兆600億円が失われ食料自給率も12%に低下すると言われております。このような事態になれば、農林業従事者が減少し集落も衰退するなど、壊滅的な影響を受けることが考えられます。この問題は由布市だけではありません。今後の日本の農業施策において大きな問題でございまして、今後は国政の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、過去の一般質問に対する約束事案と進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

1点目の新設された湯布院ラグビー場の有効活用についてでございます。

昨年の国体以降の合宿としては、今年8月までにラグビー関係で96チーム6,745名、サッカー関係で52チーム3,661名の利用がございました。また、アメリカンフットボール1チーム50名の利用や市民によるグラウンドゴルフ・湯布院町内の小中学生の遠足等にも利用

いただいております。さらに、今年度につきましては、高校ラグビー選手権大分県予選の準決勝・決勝も予定をされております。今後もラグビー・サッカーの合宿を中心に県内外のチームを誘致していくとともに、各種大会の誘致、市内各種団体の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の湯布院狭霧台売店のその後の交渉経緯はどうかということですが、これまでの経緯について御説明を申し上げます。

最初に、現在の市と県の契約につきましては、平成5年9月1日から平成25年8月31日まで土地使用貸借契約が締結されております。

次に、今日までの交渉経緯ですが、大分県の企画振興部観光地域振興局と状況調査なども含めて施設移管の協議を行ってまいりました。県といたしましては狭霧台施設を株式会社おおい観光サービスに委託及び使用許可しているため市との契約期間満了までは現状のまま推移したいとの方針ですが、由布市が現状の委託業務仕様を継承するのであれば、契約期間内であっても協議に応じることをございました。あくまでも、狭霧台施設の移管協議においては、小田の池の駐車場、トイレ、休憩所（売店であります）施設を含めることが前提となっております。今後も関係者と協議を行うとともに大分県に対して施設移管について働きかけを行ってまいります。

次に、3点目の特色ある保養温泉地づくりの進捗状況はどうかですが、湯布院地域の保養温泉地づくりには、初代湯布院町長の岩男町長が、美しい山々と温泉に恵まれた湯布院地域は、「健康で明るい温泉地づくりに徹すべきだ」との大方針を立て、昭和34年に湯平温泉を含め国民保養温泉地の指定を受けました。その後、「最も住みやすい地域が、最もすぐれた観光地」とか「いやしの里」等と表現は変わったものの、大きな地域づくりの方針は半世紀にわたって引き継がれておりまして、今や日本有数の温泉地となったことは、議員初め地域の皆様方の努力の賜物だと認識しております。

しかしながら、急速な地域の発展は一方で、交通問題や景観破壊を招くなど問題が生じております。

こうした問題に対処するため、今議会に提出しております娯楽レクリエーション地区における建築面積の制限についての条例の見直しや、本年3月には「由布市景観マスタープラン」を策定し、湯の坪地区での景観計画を初め、自然環境の保全と大規模開発の抑制に向けた基準づくりなどに取り組んでいるところでございます。

また、湯布院厚生年金病院及び保養ホームにつきましても、地域医療の中核施設としての役割はもとより、リハビリテーション利用や温泉療法の拠点として特色ある保養温泉地に欠かせない施設と認識しておりまして、その存続に向けて議員各位や市民の皆様の協力を得ながら取り組ん

できたところであります。

さらに、由布院温泉観光協会は、庄内神楽座との連携による神楽の定期公演を初め、観光庁の補助事業による地方の元気再生事業「由布院サステナブル・ツーリズムプロジェクト事業」に取り組んでおります。

世界的な経済不況の中、観光地を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、由布院地域の持つ自然環境のすばらしさや人的ネットワークなどを再度見直し、保養温泉地というキーワードを忘れずに特色ある地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の野焼き条例は9月議会での御質問でございますが、野焼きの「火入れに関する条例」の改正につきましては、議員より6月の定例議会で質問をいただき、県や野焼きを実施しております竹田市や九重町などの関係市町と意見交換を行いました。各市町とも「火入れの中止」事項の改正を検討しているとのことでした。

また、熊本県阿蘇市を中心とする高森町や南阿蘇村、南小国町などの市町村から野焼きの現状や条例について確認をしたところ、いずれの市町村につきましても、条文中の「乾燥注意報」の削除が可能であるかどうかについて、その取り扱いを検討しているということでした。

また、市内で野焼きを実施している牧野組合と意見交換を開催いたしまして、野焼きの現状や今後の方向性など多くの意見をいただいたところでございます。

特に、野焼き実施者の高齢化と実施人員の減少が各団体に共通した問題点でございました。「火入れに関する条例」の改正につきましては、由布市が単独で実施することは非常に難しい状況でございまして、さらに県や関係市町村と詳細な部分についての協議・検討させていただく時間が必要でございますので、本議会への改正案提出は見送らせていただきました。

また、野焼きのあり方につきましても、条例改正とあわせて、県の森林保全課や関係各課と検討・協議を重ねてまいりますので、内容がまとも次第、お諮りさせていただきたいと考えております。

次に、市の運営に関しての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の歳入面の努力結果と歳出面での成果についてでございますが、行財政改革実施計画における歳入の確保計画では、市税の収納率向上や市有財産の有効活用等を図り、計画最終年の平成22年度までに1億4,000万円を確保する予定にしております。経済不況の影響によりまして、平成20年度は収納率の低下や遊休地の売却が進んでいないこともありますが、平成19年度、平成20年度の2年間の達成額は7,437万4,000円となっております。歳出の成果につきましては、小林議員に対する答弁と重複いたしますけれども、取り組みの成果は徐々にあらわれておりまして、平成20年度決算では目標額7億4,285万2,000円に対しまして、6億3,407万4,000円を達成することができました。また、財政調整基金残高に

つきましては、目標額10億円に対し平成20年度末まで8億7,936万6,000円となっております。財政的には健全化の方向に向かっているものと判断をしております。

人件費につきましては、議員さんの御指摘のとおり、平成20年度においては臨時職員数が増加しておりますが図書司書や電話交換手の充実、国体職員の事務補助員などを配置したことによるものでございます。このため部分的には目標を達成できておりませんが、特別職及び職員給与の削減や予定外の退職者があったことなどにより計画を大きく上回る削減になっております。人件費における計画当初からの達成率は106.7%となっております。

「希望が持てる由布市」の解釈につきましては、厳しい社会経済情勢の中で、行政においても国から地方への権限移譲や地方交付税の削減、国庫支出金の削減などが進み、地方自治体は厳しい財政運営を強いられる状況にございます。これを回避するため行財政改革を積極的に進めることにより、将来にわたって行政サービスを安定的に供給し、住民ニーズにこたえ得る市政を目指そうというものでございます。この取り組みは、由布市の将来像である「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市」を創造するための原点であると認識をしております。そういう意味で表現したものと御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ありがとうございます。

まず、1点目ですが、一つは、現状認識を市長はどのように持たれているのか、その変化をこの4年間の中でどういうふうこれからこの先の4年間に向けて政策に反映していくような気持ちがあるかということをお尋ねしたかったんですが、総花的で何かいま一度ぴんと来ないというのが実感であります。なおかつ答弁を聞きますと市長の気持ちというよりも各書かれた課長の気持ちだけであって、それに市長の心が乗り移ってないなというような印象を私は持ちました。それで本当にこの次の選挙に打って出るのかというちょっと期待外れな面があります。

最初の3点は、いずれも私は由布市の一つの産業振興の上で裏表の関係にあるのではないかと常々言っております。由布院の観光というのは由布市の機関車だというふうに市長は常々言っておりますが、このことが今すごく疲弊というか打撃を受けております。そのことについてこの次の4年間にそれをバックアップしてもう一度再生して元気な由布市にできるような方策をぜひとも打ち出していきたい。そのための入湯税の使い道なりを今までの前例踏襲的な配分ではなく、抜本的にその辺のことをもう一度考え直してほしい。

三湯物語とか言ってきましたけど、それぞれの自治体においては武雄も杖立も明らかに別府市でもそうですけど入湯税の使い方においては由布市と違う、その辺のことも十分研究していただきたい。そして、もっと、こんな言い方あれですけど前向きな予算配分なりを考えていただきたい

と思います。要望です。

それで、極端に10万人減ったということが実際数字で載っているわけですよ、その辺に対する今市長の答えはもう本当やってるのは民間がやってることであって、行政がその点について何をしたのかということをお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この数字を見ると大変恐ろしい気がするわけですが、先ほど言いましたようにサブプライムローンによりまして全国的なこういう落ち込みであるというふうに私は認識しております。これを今後どのように回復していくかということについては本当に、先ほど言いましたけど私は由布市が由布市という名前が全国にあるのも本当に湯布院の観光の大きな力が影響していると思っておりますし、湯布院の観光の名前が消えることは由布市全体のエネルギーがなくなることであるというふうに私は考えております。そのことは狂いはございませんし、そういう意味で湯布院の観光客をふやすということは、先ほど言いました裾野の広い産業の拡大にもつながっていきますから、この点については本当に力を注いでいきたいと思っております。

例えば、入湯税の問題につきましても、本当に財政的には非常に厳しい状況の中で入湯税をこういう温泉関係の施設整備だとかあるいは環境整備、環境衛生等に使っておりますけれども、ある意味では観光客の皆さんに見える形ですね、これはこういう形でつくりましたというようなものも今後は十分、入湯税のおかげですと、そのことが観光客に見えるような形はつくらせていきたいと思っております。

それから、今若者たちが新しい取り組みを湯布院で行っておりますし、その若者の取り組みのプロジェクトについて市の行政も十分に加えるとともに、いろんな方のエネルギーをかりながら何か大きな渦を起こしていきたいという思いを強く持っておりますが、なかなかこれにはかけないような状況であります。しかし、その強い思いは私は持っております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 湯布院での海外視察の報告を市長も聞かれたと思いますが、以前3名の先人が行かれた足跡、湯布院の後継者になる若者たちがこのたび行ってきたわけですが、やはりそういう底流にある思いというものを十分理解していただいて、なおかつまたそれともう一方では現状認識をもっとしていただきたいというのが思いです。

それで、一つは、由布市に由布市観光協会——市長をトップとする観光協会、それとそれぞれの地区の観光協会ともう一個、市の中にある観光課をもう少しやはりダイナミックに再編するような気持ちがないのか。大体、観光課が今4,000万円から5,000万円ぐらいの人件費を使っているわけです。その辺のもっと踏み込んだ由布市としてのそういういろんなイベントなり観光振興に当たるためには財団法人的な観光協会をつくって、そこにある程度の予算を集中に移し

て人材も移してするともっと効率的に行政運営ができるんじゃないか。というのが、市長はこれまでのこの4年間に総務部長を5人変わってるわけですよ。市長さんに、各課長は毎年1年おきに変わりよんです、どちらかという。今までの人事を見ると、そのことが一つの行政運営がある意味では前例踏襲しかできない硬直化した一つの大きな原因じゃないですか。そのことを市長はどういうふうに考えますか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 確かにその点十分私も認識をしております。しかしながら合併をした状況の中でのいろんなしがらみ等々ございました。そして、しがらみではありませんけれども人員配置に対して大変苦慮した点もございます。今後は本当にそういういろんな部分も一体感が醸成されたことから総合的な人事配置を計画してまいりたいというふうに考えておりまして、御指摘の点は十分私も理解をし、認識をしております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 認識をした上でどういうふうにこの後それを改善していこうと思っているんですか。例えば若い有能な人材を抜擢するとかそういうことまで踏み込んで考えているのかどうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 地域振興局等々の今後のあり方というのも関連をしてくるんですけども、いずれにしてもできる人間を適材適所に配置していきたい。年齢はこれからは余り検討課題に入れないという方向でいきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ぜひ、できる人間とやる気のある人間を発掘していただきたい。それには今言われた年齢は関係ないということですので、もっと積極的にその辺のことは取り組んで、職員の中でも緊張感を持って仕事ができるような雰囲気ぜひともつくっていただきたいと思えます。

次に、農業政策ですが、一つは、よく行政の今はやり言葉に「地域活性化」ということと特に市長が言う「ブランド化」と、農産物加工品のブランド化とかいうことを使われますが中身がないんですよ。全然それをどういうふうに事業化して実際の具体的な施策として反映していくのかということには全く打ち出していない。そういう、なかなかブランド化と一概に言うても非常にやっば難しい。言葉では簡単ですが実際に実行するのは難しいと思うんです。この4年間に何か一つでもブランド化が確立できたものがあるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。太田議員にお答えをいたします。

言われるようにブランド化というものは非常に難しく、この4年間ということでは、当初は畜産においては湯布院牛ということでブランド化に向けて推進をしてまいりました。まだ、しかし湯布院牛という名前でのブランド化は至っておりませんが、今後については市長の答弁にもありましたように企業等の力をかりながら、今畜産で価格等低迷しております。そういう中で買い支えをしていながら、そして由布市で育てた牛を湯布院ブランドという形もありますけれども、由布市全体としての由布市牛という形でのまた推進を図っていきたいというふうに今努力しているところであります。

あと、シイタケ等、そういう物につきましてもことは農林水産大臣賞を全国での表彰を受けております。そういうものについても今後は林産物についても推進、ブランド化にできるようなものに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 市長にも言いましたけど、課長もその辺でブランド化ということの意味をもうちょっと精査して取り組んでほしいなと思うんです。というのは、いわゆる一般の消費者に広く安く提供できるようなブランド化を目指すのか、それとも贈答品や高級品といったぜいたく品といった特別な価値を持つ商品化を構築するのcaというようなところの仕分けが全然一緒くたになってるんじゃないかと思うんです。特に例えばで庄内のナシですけど、今210号線沿いで生産者らが露天販売をしている光景が見られますが、これなどは何らそういう取り組みを考えてないで、ただ売ってるという。日銭になればいいというような印象が強思うんですが、その辺のことをもっと行政として支援しながら、例えば特別な日に特別な意味を込めてそれを購入して、またそれが食卓に上ると、そういうようなブランド化もするべきではないか。そういう、また、きのうの同僚議員の質問の中に給食センターの米飯のことがありましたけども、これなども業者というよりも直接由布市のお米が何で給食センターで使われるような検討を農政課と教育委員会なりが検討しなかったのかというようなことをちょっと聞きたいんです。由布市の農産物が商業者じゃなくて生産者と直接そういうふうな消費拡大を結ぶようなことを考えたことがなかったのかというのをちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（島津 義信君） 教育次長でございます。お米につきましては、そのことについては一定の検討はいたしておりますが、現在学校給食会のほうが由布市米のほうも相当数の物を買っていただいております。その中で今回からは地域——由布市の銘柄指定ができるということで、導入につきましては学校給食会から導入をいたしますが、由布市米を指定をして導入するというごことばでございます。

それから、その他の副菜等につきましても直接農家から直接仕入れするというのは量の問題が

ございますので大変難しいんですが、JAのほうとタイアップをしまして、そちらのほうで大量に調達をしていただきまして、その分を給食センターのほうで購入するというので、今回補正のほうで農業振興の補助金で300万円上げさせていただいておりますけど、それにつきましては地産地消を推進するというので、このことを定着させるために2年間の補助事業ということで導入を、給食のほうがお引き受けをすると言うと言い方が変なんですけど、そういうことを農政課のほうと協議をして導入することにいたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ありがとうございます。さきの新聞にJA別府が自校炊飯ということをやっていますが、各学校で御飯だけは自分とこで炊くと。なおかつ今私も実践してるんですが自分でIH炊飯器で2合か3合のお米なら毎日でも自分でも炊けるということは、食育にも大いに役立つのではないかと感じました。それと、旧町時代からも市になってからも農政の一方の担い手として農協が実践役としてあったんですが、圏域農協になってから随分何か身近にあった農協が遠くになってしまった。だからいろんな施策がすごく今やりにくくなって後退してきたのではないかと感じてるんですが、それについて市長なり担当課長、何か思いをちょっと聞きたいんですが。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農政課長です。議員御指摘のJAとの関係でございますけれども、農業振興の上において農協の役割というのは非常に大きなものがあります。特に営農指導というようなものにつきましても、農業生産の現場で直接農家と技術面や、それから経営という中で直接的に指導をいただいておりますし、大きな影響があります。そういう中で御指摘の今年の7月に大分県農協ということで合併をしてから今日まで、湯布院農協、それからさわやか農協ということで由布市内には2つの農協がございましたけれども、ことしになりまして7月からは湯布院農協が地域本部という形じゃなくて経営部門の支店化というようなことがなされました。それから湯布院についても理事が廃止をされ本店の直轄というようなことになりました。営農指導についても指導センター等は配置されておりますけれども職員が削減されて指導に非常に厳しい状況になっております。さわやか農協については、今までの体制で地域本部という形で存続をしておりますけれども、今後の県の農協の、県農協の体制変更によっては特に営農指導の部門で非常に影響があるというふうには私も感じております。

こういう中で今後、それでは由布市内の農業の営農指導についてどうしていくのかという中で、やはり今後はこういう農協等の連携も大事にしながら、それと市独自でやはり指導体制をどうするのかを十分早く検討したいし、早く確立をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 独自の指導体制ということではありますが、市の職員で普及指導員の資格を持つての方が何人程度おられるんですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 指導員については、現在私の知ってる範囲ではおりません。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 市長、今課長からの答弁でもありますように現状として市としての指導体制はできにくいというのが現実ではないかと思うので、その辺のことも少し新しい採用試験のときには十分考慮して、市独自でのそういう指導もできるような体制をぜひとも考えていただきたい。

次に、これはもう単刀直入にF T Aについて市長は賛成か反対か、どちらの立場にいるかだけで結構ですので。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 賛成はしておりません。

○議員（10番 太田 正美君） ぜひともそういう立場で頑張っていたいただきたいと思います。

次に移ります。時間が無いので飛ばしますが、湯布院のスポーツセンターのラグビー場とか人工芝競技場ですが、国体を契機にということで随分無駄遣いだというふうに批判をされましたが、現実にはすごく利用者からも好評を得て、使いやすいグラウンドであると高い評価を得ているようですし、また、スポーツセンターの担当者も意欲的に営業活動を行いながら、ラグビーだけではなくサッカーとか多方面の利用を促進し、今後も市の財産として有効に活用していただきたいと思うんですが、以前に質問したときに既に市長はお答えの中で、これはいつまでも行政が抱えるものではないというような意味合いのお答えをいただいたことがあるんですが、その辺で少し進路変更をするような思いがないか、ちょっとお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 由布市の唯一すばらしい施設として、そういうことについて由布市の直轄としていけるかどうかということを考えていきたいと、その方向を考えております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 市長にそのようなお答えをいただいて現場の職員も大いにやる気が出てくるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

次に、狭霧台売店のことですが、委託業務仕様をそのままの状態に継承するのであれば契約期間内であっても由布市との協議に応ずるとのことですが、これは今現在、委託している委託業者

を含む譲渡なのでしょうか。といいますのも、譲渡契約がなされた場合、その業者を継続して雇わなければいけないのか、それとも新規の委託契約は例えば地元の牧野組合なり等の団体とも営業権を移すことができるのか、その辺の明確な判断をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平野 直人君） 環境商工観光部長です。太田議員にお答えをいたします。

契約そのものは現在なされているわけでございますけれども、小田の池の施設が老朽化をしておるということで県のほうも解体をしようかということで検討に入っているということがございます。

先般、太田議員とお話ししましたように関係者を含めまして御相談申し上げながら、湯布院地域と契約が移り変わるべく県のほうと協議をしてもらいたいというふうに思っているところです。現状は契約の範囲から越えておりませんが、地元がそういう気持ちということでございますので私どももそういう意をくんで県のほうと交渉してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ぜひとも前進的な取り組みをお願いしたいと思います。

このことを次の野焼きのことと関連するんですが、やはり現状、別府から来ますと猪瀬戸を越えたとすごい草原の景観がずっと保全維持されてるわけです。だけでも現実には高齢化がここにも否めなくて大変な状況が出ております。なおかつ塚原の野焼き事故等を受けて、ことしの野焼きもやはりかなりどうしようかというようなことを今内部でも検討していることは事実です。それでも9月に入りましてからとりあえず防火帯の防火線切り等を今行っているところですが、そういう総合的な維持管理を行政もバックアップしながらこの景観を由布市の財産としてぜひとも守っていく必要があるというのは市長もたびたび答弁の中で述べられておりますので、そういう総合的な見地から行政としてもぜひともバックアップをしていただきたいと思います。

一つ、条例改正をということが今、他町村との兼ね合いから今急にはしづらいということをお聞きしましたが、前回の質問の中で乾燥注意報が今現在大分气象台の大分の観測所で観測された注意報というふうに伺いました。ということはいかに実態とそぐわない乾燥注意報なんだということを感じたわけです。そうすると、この観測地点をいわゆる由布市に特に野焼きをするような近くの候補地を設定して、そこで観測するような方法、例えば由布市が観測するような方法ではできないのか。そうすればもっと実態に合った、条例を改正しなくてもできるんじゃないかと思うんですが、そういう検討はできないものかお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（河野 眞一君） 防災安全課長でございます。太田議員の御質問にお答えいたし

ます。

観測地点の件ですが、气象台のほうにも話をいたしましたけれども、その部分については气象台のほうで検討させてくれという回答をいただいております。由布市のほうで独自にそれを観測してそれを条例の中でうたって許可する材料にするかどうかというのはちょっとまだ今のところ私どもとしては判断が難しい状況でございます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） これは法的に大分气象台の乾燥注意報というのは法的なあれがあるんですか、根拠、拘束力というのが。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（河野 眞一君） 乾燥注意報の法的な拘束力というのは气象台のほうの拘束力はないと思いますが、条例によって要するにそれで中止するかしないかのその部分のそれをどうするかというのが問題と考えてます。乾燥注意報の発令をですね。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今後とも前向きな取り組みをしていただきたいと思います。

時間がまいりましたので、これをもちまして一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、10番、太田正美君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時20分とします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

ここで、代表監査委員の出席を求めています。

次に、8番、西郡均君の質問を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 日本共産党の西郡均です。最後の一般質問でお別れに皆さん大勢かけつけてくれたようです。（笑声）

私が始めて議員になったのが30年前で、そのときの議長さん、その後の議長さんも含めずっと歴代の議員の皆さんと一緒にやった方たちが、私の後にOB会をやるんでそれにかけてくれました。非常にお礼を申し上げます。そういう人たちに育てられたというか、今日までやってくることができました。とりわけあの中におられますけど、例規集をよく見れとかいう人もおったし、財政のこと、今は亡くなりましたけども写真屋さんで予算書の見方とかそんなのを一生懸命横の席で知恵をつけた方もおられました。今、そういうことを思い出してますけども。

この間、先般5月、臨時議会で市議会議員12年の表彰を受けました。何で市議会議員12年かようわからなかったんですけども、町議18年がなぜか半分に減らされて9年プラス3年ということで12年だそうでありますけれども、そういうわけで30年前やった割にはちょっと足りないんですけども、挾間二信、川野秀夫、佐藤成己という人たちとまみれてまいりました。今、首藤奉文市長も含めていろんな市長もタイプがあって、それぞれこっちは学ぶところあるいは批判すべきところたくさんありました。

中でも私一番関心しているのは佐藤成己氏の2つの出来事です。余り関心してることちゅことはないんですけども、一つは、朴木の部落座談会に来て1人でも子どもがいたら学校によこしてくださいと。安心して教育は町が責任持ってやりますからというふうに言ったんです。その後どういふわけかしらん、今は強迫に来てますけども。

もう一つのこと、下の町長室の横の会議室に喜多里団地の住民がすぐ上にテレビ中継塔が基礎工事までできてたんですけども、非常に不安だということでぜひ何とかやめさせてほしいと言ったらその場で業者に電話して、私は周辺住民が反対している以上絶対に建てさせるわけにはいかないと。それでも建てるというんならおたく建ててくれということをやったら、それまで損害賠償請求されるとかいろいろ言ってたけども結局業者はやめました。そして、挾間町環境保全条例に周辺住民の同意を得るということを入れたんですけども、なぜかその後、環境保全条例をここにいる都市景観課長ですか——のもとで改悪されて、鉄塔の——1.5倍かの同意があればいいということで周辺住民の意向を無視するような形に書きかえられてしまいました。

この2つのことをとって私、住民を主人公にした市長のあり方というのが端的にあらわしているというふうについて、いまだに印象深く覚えておりますし、今後もそういう立場でぜひ施政者はやってもらいたいものだというふうを考えておりますけども、そういうことも含めてる聞いてまいります。

まず、1点目は、この議会に入るきっかけになった同和問題、部落解放同盟という石井組秋山系の牛耳っている団体と、全日本同和会、要するに石井組の稲葉系が牛耳ってる団体が県下を席卷して、この挾間町も例外ではありませんでした。

ちなみに私自身もこの議会で質疑をした後の夜に——夜中に押しかけられてそのまま南署に引き取ってもらおうということもやりました。暴力団——セキウ会というんですか、そういう人たちを連れて来てですね。そして彼らがたまたま私朝新聞配りをしてるんですけども、行った先を見たら町長のおたくに行ってるんです。警察から出たところを。だから、それを考えたら一体市長は何を考えてやってるんだろうかというふうに思うんですけども、今回似たような傾向がちょっと見られるので指摘をしたいと思います。

2年にわたって部落解放同盟の委員長を職員研修に呼んでいます。去年あれほどやかましく言

ったにもかかわらずことしも呼んでるんです。いわゆる今の清田さんが暴力団というわけじゃありません。しかし、それを背景にして今日まで由布市の同和对策室をつくって、置かんでもいい職員を2人も置いて1,500万円毎年かけて2億円の貸付金の回収ができない。わずか123万円、今度の決算でも回収できてるのは庄内の分だけですよ。そんな状態でおりながらいまだに無駄遣いを続けて、人権同和という名称を引き続き使っていると。全く懲りないやり方をしてるんですけども。

先般、暴力団を排除する住宅の条例が出されました。そのときにお尋ねしたんですけども、具体的に例を出して暴力団がいるのではないかと、その関係者が。しかし、そういう人は警察から聞いただけではないというふうにここで担当課長答弁されました。しかし、実際はそれを信じてる人はいないですよ。入れ墨をしょって、過去に恐喝やいろんな前科があれば住民は不安でたまらないわけです。そういう点で行政報告の冒頭に行政対象暴力対策連絡協議会に参加していろんなことをしてるようなことを言っていました。現実には市長自身がそういう暴力団やその関係者を排除する気持ちがあるのかどうか。そこ辺を明確にしてほしいというふうに思います。

2つ目は、今回出されている議案の中で農業集落排水事業特別会計、これは当初予算、決算、補正予算のいずれも運営協議会を通過してないんです。確かに去年の12月、運営協議会に議員が入ってやるのはどうかと、議会で議案を審議するわけだからその事前のそういう審議会や委員会に議員を入れる必要はないと。本来の学識経験者をきちっとそこにに入れて、水道にしろ、農集にしろ、国保にしろ、専門家はたくさんいるわけだから無理に議員を入れる必要はないというふうに言いました。しかし、それを理由に全く開かずしてこの議会で決算までかけるというその神経が私にはわからんです。あんなに予算のとき注意したにもかかわらず。それを容認している市長が一体どう考えてるのかということをお尋ねいたします。

ちなみに、議案で間違っている点、財政課長は本当に大変でしたらうけども、すぐ訂正して出されました。それは尊敬するんですけども、提案理由も含めてずっと聞いておればわかることをそのまま見過ごしてしまうというのが私には残念ではないんです。

例えば、市道の議案が出てますけども、起点・終点が間違ってることはここでやじで違ってるじゃないかという指摘したけども、いまだに訂正した議案は出されてないんです。なぜそういうことを具体的に指摘しないと反応しないのか。そこ辺が私には不思議ではないんです。

これは代表監査委員に、この次にお尋ねしたいことではあるんですけども、議会でいろんな議論がされます。あなた自身、議会でそういう議論したことを議事録なんかでチェックしてるのかどうか。この前、湯布院では代表監査委員が議会の場に常時出てその意見を聞いてるということを紹介いたしました。その次の日あなたがあの上に座って聞いてたのは私見たんですけども、それからずっと姿が見えないんでね。議事録でチェックしてるんだらうというふうには思いますけ

れども。

それに関連するのがその次の次ですか、現金実査については定例会の前、直前の現金実査を行うというふうになってます。確かに口頭では現金実査のことを触れましたけれども、直前じゃなくて報告書に書いてるのは5月分なんです。それでこの場をすり抜けようとしてるのかどうか。前、宮崎監査委員にそのことを言ったときに次回からはそのようなことのないようにしますと、直前のやつを報告しますとうふうにここで約束したんです。役場の各課長と同じように引き継ぎが多分されてないんだと思います。

議会での発言ということで言いますと、この場で森林組合の——庄内町時代からですけど無償で土地を提供、貸しております。しかし、それが伊万里木材に転貸しされて、その資金が闇で使われているということをこの場で指摘いたしました。もちろん通告にないことですから答える・答えないは結構ですけども、その後対処するというのが当たり前のことなんです。現に農政課長かだれかですか、森林組合に行ってそのことをやっぱりきちっと調査してみたいですけども、監査委員自身がそういうことにやっぱ耳をそばだてて、きちっとそういうことを聞いたら具体的にそういうことをチェックするのかということがこの質問の要点であります。

市長には、決算で健全化判断基準というものが示されてますけども、これは今年の今ごろ、こんな数字ではとてもじゃないけど、ここまでいいんだなんちゅことになったら困ると。もちろんそうじゃないですけども、赤字を出してはいけんのは当然だし、同時に公債比率ですか25%なんちゅうとんでもない数字を再建の基準にしてる。あるいはまた標準財政規模で350%の起債があってもいいなんちゅ——指標は何ですかね、そんな数字はとてもじゃないけども判断基準でも何でもない。国が勝手にこれで自治体に破滅しろちゅうようなそういう指標と私は思うということをお前回言いました。市長自身がそれぞれの指標についてどういうふうに思ってるのかということ私が気になるんです。

その他答弁で気になることというのは、先ほど——先ほどじゃないな、予算関連議案は書式が別だということで今まで種々ばらばらの書式を示されてきました。ちなみに一般会計を、縦書きですけど横書きにしたら認定第1号、これなんです。非常に整理されてるちゅうか規定に沿って書かれてるからきちっと見えるんです。これが認定第2号です、結局もう全然ばらばらなんです。これと違うように書き出しから位置からもう皆ばらばらなんです。そして、一番先に出てくる横書きの継続費の精算報告書がこれなんです。これも真ん中にきてますけんね。こういうふうに三者三様なんです、横書きになると。だからそういうことでいいのかということをおこれまでずっと言い続けてきました。たまたま前回総務部長がそれはやっぱりきちっとしようということをお約束してくれたと思ったら今度は出された資料もこれなんです。だから一体何を考えてるんやろうかということでここに上げました。それを監督する市長はそこまで関心がないのか、また西郡が

ぐどぐど言いよるぐらいしか考えてないかね。そこ辺を市長自身の口でちょっと語ってくれませんか。

最後に、大型産廃施設の問題です。

私これには非常に憤りを感じてるんですよ。6月23日に私のほうに連絡がありました——7月か、7月23日です。7月23日に私のほうに連絡があって、24日に景観室に行ってお尋ねをしました。全く、即後に電話してくれたんですけども、そういう産廃の情報はないということでした。しかし、たまたま偶然なんですけども、農業委員会があって、その席に来ていた土地改良区の理事長からそういう話があるかというのを聞いて、知ってるんですけど場所がわからんて言ったら教えていただきました。挾間町谷に白岳という所があるんですけども、その向こう側の山林です。50町歩という膨大な土地を今まさに同意書をいただいている、要するに買収のための同意書をいただいているという段階なんです。それを確認できてすぐまた景観室に行ったんですけどもやはりわからないということでそのままになってました。

8月に入って10何日ですか、お盆前だったと思います。来たようにあるということで景観室に行ったら来た。いつ来たんかと言ったら8月7日に来たということ。何か持ってきたかと言ったら、こういう区域のやつで持ってきた。じゃあそれを出してくれと、おれはもうあんた、7月段階であんたに言うちよったやないかちゅうけど、いや、これは出せない。業者からもらったやつだから出せないなどと言ってね。ここに先ほど情報公開の問題で出ましたけれども、やっぱり市が持ってるそういう幾ら公文書でないあるいはいろいろ言っても市民が市に通報してそういう情報をやっぱ教えてほしいと言ってる中身について、それが来たことも教えなければ来てから出されてる資料もコピーしないなんちゅうのは私は言語道断だと思うんですけども。いずれにしてもその実態がわかって私びっくりいたしました。

50町歩ですけども、今、舟平で問題になってる亀柳の産廃場は6.6町歩なんです。実に何倍ですか。そして、舟平のほうは硫化水素が発生し、浄化してもその排水からは重金属が流れて、直接それを飲めば致死量に当たるというような、そういう排水なんです。管理型の施設できちつと機能してるところが全国にもほとんどありません。

それでたまたまこういうことをやってたら社長からもお手紙が来ました。ぜひ会いたいということでお会いしました。立派な施設をつくるから県の水質基準にも合うからという一生懸命説明するんですけども、それをこっちが確認するために既にできてるプラントを教えてくださいということをお願いしましたが、ここが初めての施設だということなんです。できる、モデル地区だという。そして、資金的な裏づけもよくわからんし、つくりだての会社なんです。去年ぐらいにつくったちゅんですか。そんな会社に対して我々は一体どう対処したらいいのか。現地の住民が最も不安だというふうに思うんですよ。

聞いてみました。確かに土地は売りたいと。もう何年も荒らかしてる山だから何とかしたいと。しかし、ここにつくってやっぱり産廃場にダンプ街道になるわけですよね。ちょうどあそこは農免道路のトンネルの手前が進入口になるそうですから、210号線から今畑線に行って農免に入って、それから産廃場に入るというような仕組みになります。向こうもそういうふうに説明しました。そうなるこの街道筋は全部ダンプ街道になるし、緑が丘団地の比ではないですよね。輸送量ちゅうのは。そして安全だというシート、どこもシートが安全で立派に機能を果たしていたちゅう所はまずないんじゃないですか。そういうことを考えたら住民の不安はもちろん行政としてその不安を解消させる、あるいはどうこう一定の情報を提供するという仕事は真っ先にやらなきゃならん仕事ではないかというふうに思うんですけども。さすが大分市ですね、大分市はその情報をかぎつけるやすぐに情報収集してですね詳しい資料も持って、そして私の相談にも応じてくれました。しかし、由布市の対応ちゅうのは非常にけしからんちゅんですか。全く企業寄りですね。私に言うことがこれは必要な施設だからつくらにやいかんのじゃないですかみたいなことを平気で言ってるんですね。私にはちょっと考えられんのですけども。それは必要な施設で安全が担保されて、議員さん、このようにやろうじゃないですかみたいなことがわかるならいいけども、人ごとみたいなそんなことを平気で言うちゅうことは私けしからんと思うんですけども。

市長自身がちらっとうわさには聞いたことあるとは思うんですけど、この大型産廃施設についてどういうふうな対応を必要としているのかお聞きをしたいと思います。

なお、再質問については自席から行います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、8番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

市長の行政報告を聞いて気になることの1点目、市営住宅の暴力関係者についての御質問でございますが、現在、暴力団員の市営住宅の入居はございません。暴力団らしき人が市営住宅等を使用しているときは大分南警察署に文書による照会をいたします。大分南警察署では暴力団員であるかの確認を行い、暴力団員の使用と判明したときは市に通知があります。市では住宅の明け渡し請求をいたします。今後も大分南警察署と連携をして暴力団員の使用制限措置を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業集落排水事業特別会計は、運営協議会に諮っていないではないかという御質問でございますが、由布市農業集落排水事業運営協議会につきましては、由布市農業集落排水事業の運営協議会規則第5条の規定によりまして、「協議会は由布市農業集落排水事業の運営に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、または必要に応じて市長に建議することができる」とされております。

前回の運営協議会において委員から、単に予算・決算の審議だけでなく、各施設ごとの運営の

状況及び予算・決算についての資料や報告が欲しいとの要望が出されました。今後の運営協議会につきましては、委員の意向を踏まえて予算関連議題とともに各施設の運営状況等も議題提案することといたしました。今年度におきましては8月末ごろに決算の確定と東長宝の不明水調査に係る報告を含め開催を計画しておりましたが、不明水調査に時間がかかり報告できるだけの資料が準備できないことから、開催を延期することにいたしました。調査結果がまとまり次第、早い時期に開催を計画したいと考えております。

次に、森林組合の土地についてでございますが、財政援助団体ではないので土地の提供に関しての状況のみを報告させていただきます。

この土地につきましては、旧大分郡4町と大分市が庄内町大龍に1万9,844平方メートルの用地を確保して、平成6年11月1日付で、平成26年10月31日までの20年間、「おおいた森林組合」に無償で貸し付ける賃貸借契約を締結しております。

「おおいた森林組合」は、平成19年から原木の集出荷事業を行っておりまして、出荷に関して株式会社伊万里木材と素材供給の協定を締結しているようでございます。

以上です。

次に、2008年度決算について、国の定めた健全化判断基準についてでございますが、健全化判断比率や資金不足比率につきましては、昨年度から監査委員の審査に付し、議会に報告の上、公表したところでございますが、これまでの財政再建法が赤字団体の債権のためのものでありまして、財政悪化を早期に防止したり健全化するための早期是正機能がなかったことから、この法律が抜本的に見直されました。

財政の健全化に関する比率の公表の制度を設けまして、当該比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めた「地方公共団体の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。

議員お尋ねの健全化判断基準は、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準が設けられておりまして、健全化判断比率の4つの比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には比率を公表した年度末までに財政健全化計画を定めなければならないとされております。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされております。このように法律において地方公共団体の財政の健全化に資する措置がうたわれていることから、健全化判断比率は適正なものであると認識をいたしております。

次に、予算書等の書式について私に直接答えろということでございますが、議員御指摘のとおり本会議への予算書の提出は統一した様式になっておりません。これは、早期に統一させたいというふうに考えております。

次に、大型産業廃棄物処理場について、行政はどのような対応をしてるのかということですが、挾間地域に大規模な管理型産業廃棄物処理施設の計画があると聞き及んでおります。

産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは、県知事の許可を得なければならないとされておりまして、県知事の許可を受け、関係法令や県条例に基づき具体的な計画がなされれば市に通知されるとともに関係住民に対する説明会が開催され、その報告書が市に送付されることになっております。その安全性に懸念がある場合や、健康被害等のおそれがあると懸念されるものについては、県に意見書を提出し、対応を求めてまいりたいと思います。

また、挾間地域には、挾間町環境保全条例がございまして、計画されている産業廃棄物処理施設は、この条例の適用を受けると考えております。大気汚染や水質汚濁などの環境破壊を引き起こさないよう事前協議書を提出させ、計画の内容及び工事施工方法などについて挾間町環境保全審議会に諮問をし、意見を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。8番議員の質問にお答えをいたします。

現金実査のことで御質問がございました。例月出納検査報告でも報告をしてございますが、5月のときに26日に実施をいたしております。年2回行う計画でございますので、今後の計画は11月の26日を予定をいたしておるところでございます。

もう一つ、土地のことで森林組合を調べたかと、市長からも今答弁がありました。監査委員としては、これまで「おおいた森林組合」について監査を行ったことはございません。今後、定期監査を実施するときに検討いたしたいと、そういう考えもいたしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 農集のことなんですけど、結局、昨年12月以来、辞令をもらっただけで、この間ずっと何もされてないんですけど。そういう状態のまま放置してるちゅうのが私には理解できないんです。そりゃ確かに私は言いましたよ。だから今回の決算でも農集のそれぞれの施設ごとに報告書が出てるならわかるけども、それは単なる言い訳でしかないんです。まとめてしか出てないですから。口ではいろいろ言いようがあるんですよ。しかし、実際は開いて、そして4月にも改選でかなり人間がかわってるわけですから、自治区長も含めて。やっぱり新たな辞令も渡さなきゃならんにもかかわらず、全く運営協議会を無視してるちゅうところが問題だというふうに言ってるんです。市長が諮問する、諮問することがないからしないんだちゅうのじゃ通らんのですよ、このやり方は。だってほかの国保や水道の運営協議会はきちっとやってる

んですよ。そこも同じような状況がやっぱあるんです。本当に議員がそれに加わってやる必要があるかどうかちゅうことも私思います。改善すべき点はいっぱいあると思うんですけども、少なくとも今までやってきたこと、やらなかったということに対してどういうふうに思ってるのかということを知りたいんです。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。8番議員の御質問にお答えいたします。

昨年の11月28日だったと思いますけれども、運営協議会を開きまして、その中で私も昨年から初めて運営協議会のほうに参加してきたんですけれども、委員さんのほうからも単に、そのときは決算書、議会に提案する決算書そのままのコピーを行いまして決算の説明ということをしたわけなんですけれども、委員の方からはやはり、挟間地域でそれぞれ施設の管理組合という組織を三船・来鉢ともつুক্তっております、やはりそういう代表として来てるので総会で聞かれることもある。こういう全体をまとめたものでは非常にわかりにくい。それぞれの自分たちの施設が今どういう状況にあるのかと、そういった内容とかそういう運営に関しての協議あるいは資料が欲しいという要望が出されておりました。それでそのとき私も確かに今までみたいに単純に議会にかける議案書をそのままコピーして協議会にかける、そして今度の議会に提案をいたします、これでよろしいでしょうかということ自体も少しおかしいなということも私も思いまして、次回からは協議会のあり方というのを少し検討させていただきますと、工夫をさせていただきますということでお答えをいたしました。

今回、当初予算、6月にも一応補正予算はありましたけれども、かけないのかということも言われましたけれども、ちょうど6月の補正予算というのは人件費の補正でございまして、農業集落排水に支出しております職員の人件費、扶養手当が一部年齢によって若干不足するということで扶養手当を8万2,000円ほどの増額補正でありました。そのためだけに運営協議会を開くというのはちょっとできませんけれども、9月、できるだけ早い時期に不明水の調査等を含めた中間報告を含めて決算の報告をしたいということで、一応先ほど市長答弁いたしましたように8月末に開催を計画しておりましたけれども、少し調査でやっぱ中間報告的なことができないということもありまして、ちょっと若干、9月末ぐらいまでに延期をしたいということで会長さんともお話をさせていただいております。

また、決算につきましては、一応、挟間三船管理組合の総会が3月に開かれるということがありましたので、一応3月の総会に間に合うように、見込みですがということで一応ほぼ今度の決算に近い、決算をそれぞれの施設ごとに維持管理費、運営がどうなっているのかというようなことをわかりやすくつくった物をそれぞれの組合にお届けしまして、総会に使ってくださいということでお届けはいたしております。

これもできるだけ早い時期、なるべく9月か10月には開催したいと。その場で説明しまして、今御指摘もありましたので、また再度運営委員さんに諮りまして、協議会のあり方、また従来のようなやっぱり予算で開いてほしいということであればそれをやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 調査してほしいんですけども、インタープリンツの入り口に大きな立て穴がありますね、見たらインタープリンツから排水のパイプが入ってるんです。それが直接どうもみな排水路に入ってるみたいなんですけども、そこには何と用水路が通ってるんです。そこから水が入るようになってるんです。だから不明水というのほうで、本当は何で水が入ってるかっていうのは知ってたんじゃないですか、あなたたちは。だからちょっと現地をきちっと確認してほしいんですけども、けしからんと思うんです。そういう点も含めて早急に9月なら何とか間に合う、10月でこっちの首が飛びますから早めに開いて、そこ辺を明らかにしてほしいというふうに思えます。

ほかのことはあれなんですけども、産業廃棄物の件については、県が云々ちゅうよりも今全然住民がほとんどらち外に置かれているんです。業者がいろんな説明してるけども、それは業者の一方的な資料と説明だけでほとんど理解できない。そういう点では業者が、それは環境保全審議会の事務局の担当じゃないかもわからん、そこにかかわる分は。環境課の仕事かもしれんけども、結局そういうなのに対応するのに住民が素手で向かっていかにやらん、行政が頼りにできないという状態が今なんです。それをやっぱり解消するために一体どう対応できるのかというのを聞きたかったのに、単なる県の手続的なことで、中間に環境保全審議会が入る云々かんぬんちゅうのを言っただけなんですけども、実際に悩んでるのは土地改良組合はそこに取水口も持ってるんです。いろんな方たちがいろんな形でそれにかかわってるので、行政としてそれに対応するのはやっぱり専門の頭脳を持った集団ですから、対応できるようにしてほしいんですけども、その辺を含めてどういうふうにお考えですか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

当然のことながら早急に現状調査を進めるとともに関係法令、基本的には今うちの条例を調べましたところ、これが本当に該当するかどうかということにはわかりませんが、少なくとも挾間町の環境保全条例、これを盾に開発業者のほうには事前協議を当然申し出るとともに、大分市、実は土地の所有者については大分市が多いという話も調べております。その辺も含めて大分市とも連携しながら、とにかく情報収集、それから担当窓口の設置という形の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ぜひお願いします。

大分市は中核都市になったおかげで県の産廃の許可権限が中核都市に移って産廃の対策、あつこは何ですか室ですか、室というのができて、そこが情報収集から、たまたまですけども都市計画審議会の答申を近隣周辺住民の意見を聞くような答申を2日前の合同ですか、あれに出て、やっぱり中間施設といえどもそういうような対応をするということを、市がそういう対応するような姿勢をとってます。それに負けないような、由布市が、大分市の産廃場の規模じゃないんですよ。とんでもない規模のことを業者は考えてるわけですから、それに対応できるような行政の再度の、窓口もつくられるということですからそれに期待しておきたいと思います。

そして、先ほど環境保全審議会のことを言われましたけども、これはだれが考えても環境保全審議会の対象になる、1反、1,000平方メートル以上の土地の形状を変えることだからということで都市景観室にいったんですけども、いや、検討します、検討しますといったとんですけども、最終的な判断はどこでどうようにしたのか景観課長、教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

先ほど副市長も述べられたとおり、環境保全条例に即該当するかどうかの判断がつきかねましたので、まだ計画段階ですし、どういう施設になるかもわかりませんでしたので、その時点での明快な回答は避けさせていただきました。その後、環境保全審議会の会長とも相談をいたしまして、これは当たるというふうに、みたいということでございましたので、担当課の課長といたしましても環境保全条例の案件に当たると今は判断しておりますので、業者に対してはそのように指導していきたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 利光会長がそこまで権限があったと私知らなかったんですけどね、私が聞いたときには検討する、検討するちゅって、何日も1カ月ぐらいうらしてって、利光会長がそれは当たると一言言ったらもう当たるちゅうふうな判断したちゅうような言い方をしましたけども、非常に残念でしょうがないんです。何か違うんじゃないですかちゅ私は言いたいです。相談する、確かに利光氏は会長でもありますし建設水道の委員長でもありますからそれなりの権力を持ってましようけども、環境保全審議会ですべてで諮って決めたというならわかるけども、環境保全審議会そのものが会長が承諾したら何かいろいろできるみたいにあなた思ってるんじゃないですか。ちなみにあなたは環境保全審議会の議員の定数を減らそうとしたり、農業委員の定数を減らそうとしたりいろいろ画策してるみたいですけども、どこでそういうことを相談されて提案してるんですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

私ども挾間の環境保全条例とともに湯布院の潤いのあるまちづくり条例のまちづくり審議会も担当いたしております。その両者におきまして審議委員の数に差がございまして、いずれ統合するという前提に立てば数も合わせていくことが望ましいという考えのもとで、できるだけ2つの条例の間の溝を埋める方向で現在検討しているということございまして、その一環のまちづくり審議委員の数の調整ということを考えてということございまして。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 環境保全審議会ですらそういう意見が出て、あなたに取りまとめるちゅうのはわかるんですよ。環境保全審議会が全くそういう意見を出したこともない。それで、環境保全審議会ができる過程が、開発許可は議員が関与しないからできるだけ議員が入ってやろうちゅうことで始まったんですよ。だから議員は最低5人は入らなきゃならんちゅうことで出発してるわけですよ。農業委員も今は2人ですけども、本来は4地区あるから4地区の農業委員出してくれと、それが前これ選出するときの農業委員会の中でもそういう意見が出たんですよ。そういう一般的な皆さんの委員の意見ちゅうのが全然反映されてないんですよ、あなたには。上からそう思うからちゅうことで。あろうことか2回も立て続けにそれを提案したんですよ。そういう意見が下から出てるにもかかわらず。そこ辺の姿勢が、本当は正直に言ってくださいよ、市長から言われたんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

そのようなことは全くありません。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 老婆心で各まちづくり審議会、いろんな関係機関、いろんなのがあるからそれとあわせようとやって、あなたが自主的にやったちゅうふうに聞こえますけども、実際は骨抜きにしようみたいな考えがあるんじゃないかちゅうこっちは疑心暗鬼になつとるんですけども。とりわけこのような大型産廃施設が計画されてるもとの、それがわかっていながらこういうことを平気で言うこと自体が私にはちょっと無神経過ぎるというように思うんですけど。あなた自身やっぱり少ない人数でこれを決めたほうが立派な審議ができるというふうにお考えですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

大型産業廃棄物の処理施設のことにつきましては全く情報はございまして、この定数の削減

の話とは全く関係ございませんので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 関係あるとしたらこれは重要だというふうに考えてるというような含みも持ちますけども、単なる言い逃れの的なことと言えよ、両方聞こえるんです。そういう点では前者のようにやっぱりきちっとこの問題をやっぱ重要だと考えて、土地改良区やいろんな関係者がいっぱいいるわけですから、それらを代表するより多くの住民に意見が伺えるような機会をつくってほしいと思います。環境保全審議会だけじゃありません。関係者の中には自治委員の役員やいろんな方がいますから、それぞれの機会ですういふ疑問が出たときにきちっと対応できるような、そういう対処をしてほしいというふうに思います。

何分とも面積だけがわかって、あと具体的には絵もすごい立派な施設をつくるということで社長が見えられたときに触れました。触れましたけども単なる、絵は立派で温室利用や温水利用、そういう水もすべて空中に蒸発させて危険な物はなくすんだみたいなことの説明ですけども、とても信じられるような代物じゃないんで、これをつぶさにやっぱ検討して、そしてやっぱり住民が安心して暮らせるようにしてほしいと思います。

問題なのは、この下流域がですね、仮に漏れたら山王川のすぐ下は町の取水場なんですよ。そういう立場で健康云々ちゅうことも市長言われましたけども、いま一度この産業廃棄物の計画に対して市としてやっぱ市民を代表してどういうふうに対応されるのか最後をお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今言われたように山王川の汚染は挾間市民の地域市民の命にかかわることとあります。全員で力を合わせて十分な調査を行って、そして対処してまいりたいと思っております。

○議員（8番 西郡 均君） 以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、8番、西郡均君の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） これで、今回の一般質問はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、明日、9日午前10時より、議案質疑を行います。

なお、議会運営委員会において協議の結果、10日に予定をしておりました決算に係る質疑についてもあわせて行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時46分散会
